

令和4年6月15日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光	5 番	濱 村 美 香	6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	徳 廣 誠 司
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	渡 邊 健 心
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

令和4年6月第23回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和4年6月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番から4番まで）

議 事 の 経 過

令和4年6月15日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

各常任委員会に付託をしておりました陳情等については全て審査未了となりましたので、議題としないことを報告致します。

一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

13 番（澳本哲也君）

おはようございます。

久しぶりの1番ということでちょっと緊張しておりますが、早速、質問に入らせていただきます。

このコロナになりまして、もうはや3年目ということになりまして、町民の皆さん、ほんとにもう疲れているんじゃないかな、さまざまな場面でそういうことを聞かれます。

そして、もうはや4回目のコロナワクチンを打つ準備もできているというようなことで、何回打てば済むのかな。そんな感じがします。

そして、全世界でコロナの死者数が630万人を超したと。ほんとに、どういうウイルスなのかなと。ほんとに怖くて、皆さん思っておりますけども、最近はやっと慣れた感じでできている。そういう気の緩みも少々あるんじゃないかなと思います。

そこで、まさか黒潮町にもコロナウイルスが入ってきまして、ここ最近、この2、3日は幡多郡内も少ないんですけども、1週間、2週間前には、ほんとに県内の半数以上、半数ぐらいまでは感染者が出たということもありました。

そこで、コロナ対応について質問させていただきます。

当町でコロナウイルス感染症に感染した人たちは、ほんとに最近増えてきておりました。いつ感染してもおかしくない状況が、今なお続いていると思います。隣にはコロナウイルスがいつでもいるような、そんな環境じゃないかなと思います。

クラスターも発生しているということを聞きました。子どもの通う学校、保育園での対応について質問を3問したいと思います。

まず、1問目です。

発生したときの保護者に対しての対応は、一体どういうものなのか。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の、保護者への対応についてのご質問にお答えをさせていた

だきます。

保育所、小中学校の児童生徒および職員に感染者が発生した場合には、教育委員会が定める、黒潮町立保育所、小中学校において児童生徒および職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の公表基準に基づき、保護者に通知をし、児童生徒の健康観察と感染予防策の徹底を呼び掛けております。

この公表基準には、感染者および濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、必要な情報を公表すると定めています。

しかし、感染者が特定され人権やプライバシーが守れない場合には、これらの情報の全部または一部を公表しないことがあるとし、感染者の人権とプライバシーの保護を図っております。

具体的には、感染者が発生した保育所長、学校長は、自所、自校において陽性者が発生したことを当該保育所、学校の登園、登校する児童生徒の保護者に通知することとしており、濃厚接触者の有無や、その後、児童生徒に風邪症状などの体調不良が出た場合の連絡先を掲載し、お知らせをしております。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

すみません、それですね、そのクラスターが発生したという実例ですよ。これまでに、実際何件発生したのか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは渕本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省のクラスターの定義では、感染経路が追えている、分かっている人数から、数人から数十人規模の患者の集団のことを指しておりますが、それに基づいて判断を致しますと、町内の小学校で1カ所、保育所で2カ所発生したと思われます。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

そこですね、さっきも言いました、情報を公表するということが出ましたが、今回ですね、何で僕がこんな質問したかという、あまりにも問い合わせの件数がですね、僕のところにもあった。そういうことで、僕もちょっと、これは駄目だなと思って質問をしています。

それで、子どもが濃厚接触者になり、自宅待機してくださいと保育園の方から連絡があったと。その後の情報が全く入ってこない。そして、保護者に対しての説明、連絡対応がほんとに適当であったかということがほんとに疑問なんです。

もちろん、個人情報ほんとに大事なもんです。しかし、どこまでほんとに公表していいのか。自分たち、自分も含めて分かりません。その情報の公表の範囲、これは大事だと思っているんですけども、そういう連絡の対応がほんとに適当であったかということは、検証はどうなっておりますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

保護者からの感染の状況の通知について、その方法についての検証ということをお聞きしたと思いますが、感染者が発生したということの通知につきましては、先ほど申しました基準に基づきまして、感染者および濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、必要な情報を公表する。ただし、感染者が特定され、人権やプライバシーが守れない場合には、これらの情報を全部または一部公表しないこともあると、先ほど申しましたとおりでございますが、総合的に勘案し通知をしております、通知をしないこともございます。それはなぜかと申しますと、小規模校などで児童が感染した場合、発生した場合はですね、感染者が特定されるという可能性があります。それからまた、自宅待機中の児童生徒が感染した場合は、ほかに学校内、保育所内に濃厚接触者が発生しないということで、改めて保護者の皆さんには通知はしておりません。

このように、感染者の人権尊重と感染拡大のリスクなどを勘案し、通知をしております。

それで、これまで保育所の方では7回、このような通知をしております。それから学校の方では10回、通知をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

その保育園、通知7回ですよ。話を聞くと、ほんとに2回ぐらいしかなかったというふうに聞いております。

それでですね、保育所に保護者が情報を聞きたくても、やはり個人情報ですよ。個人の情報、プライバシーの関係で言えないと言われた。個人を特定して情報は全く聞いていないのに、そういうことを言われたと。何歳児クラスで、何名感染しているとか、保育所全体で何名の感染が発生するかぐらいの、そういう程度の情報が欲しかったということになっておりますが。

保育園の方にはどういった指導を、こういう電話対応ですよ、してるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

保護者への通知はどのような形でしておるか、ということでございます。中身の部分と、それからどういう経路でという形の部分だと思うんですけども。

児童生徒に感染者が発生した場合につきましては、保護者から保育所、学校にまず、わが子が感染したということが連絡いただきます。それを受けまして、保護者対象の一斉メールでですね、直ちに感染者の発生につきまして通知をしております。そのときには、年齢とかクラスとか、そういうものは一切出しておりません。

その上に、幡多福祉保健所からその感染者の発生した保育所、学校に連絡がございまして、感染した児童生徒の、園内、校内での活動状況の調査があります。それによりまして濃厚接触者が確認をされますので、その濃厚接触者ということで判断されました児童生徒のご家庭には、保育所または学校の方から、その日のうちに直接通知を、電話連絡で通知をさせていただいております。

そういうことで、できるだけ速やかにその日のうちに保護者の皆さまには情報を提供しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

それですね、その保育所に感染状況をどの程度情報を流していいか、公表していいかということは、委員会の方から指示がいくんですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、委員会の方から公表基準に基づきまして、児童の年齢とか、それからクラスの所属とか、そういうことは出さずに、感染した児童が発生したということのみ知らすように指示をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、今回このクラスター、保育所でクラスターが起こったんですよね、2 回、2 件ですよね。そのときの保健所の対応はほんとに十分だったかなというふうな思いがあります。

話を聞きますと、保健所の方から何か連絡もなかった、何の指導もなかったというのが、そういう声が聞きました。この場合、保健所もやはり、保育園にはもちろん連絡はいくと思うんですけども、個人の方にもいくんですよね、もちろん。

それ、確認はしておりますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

保育所の方には、感染防止の対策の部分のいろいろな消毒対策とか、そういうものについて指導をいただいております。

ただし、個人への指導ということについては、どのような保健所から指導がされておるのか、こちらの方では感知しておりません。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、実際のところ、委員会や保育所に保護者の方からこの問い合わせがかなりあったと思うんです。今回、何件ぐらいありましたか。相当な数だと思うんですが。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

保育所の方に寄せられた相談の件数につきましては、全て総計してないので把握はしておりませんが、教育委員会の方に寄せられたメールは2件ございました。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

メールですよ。分かりました。

それで、委員会や保育所に保護者からの問い合わせがかなりの件数があったと、ほんとに思ってるんです。この実態を受けて、委員会はこれからの対応を検討せないかんがじゃないかなと思うんです。やはり保護者がある程度の不安を抱いている。やっぱり実態は把握できない。後でもまた出てきますけども、職場の関係なんかもやっぱりあるんですよ。その公表の、情報の公表の範囲をどれぐらいするのかということを、もう一度ここを検討せないかんがじゃないかなと思うんです。もちろん個人情報、プライバシーは大事です。そこを前提にこれからはもっと、何と言いますかね、一家族としての何か公表の範囲を広げていかないかんがやないかなと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

澳本議員のおっしゃるとおり、その時期時期に応じて状況は変わってきております。文部科学省が出されるマニュアルにつきましても、その都度その都度改正されて見直しを図られておりますので、教育委員会におきましても、この公表基準については随時見直しも図っていきたいというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

2 問目にいきます。

相談窓口はどうなっているかということです。先ほど言いましたけども、ほんとに感染した、自分の子どもが濃厚接触者になった。そういったときに、保護者はほんとに不安で、これからどうしたらいいのか。仕事はどうしたらいいのか。そういうことらがやっぱり、まず頭を走ってくると思います。

そういったときに、この相談窓口は本町にはあるのかなと思って考えたところ、なかったがじゃないかなと思うんですが、これから必要になってくると思うんです。ここに書いているように、休業補償は今んところ、確か、この制度は当町にはなかったと思うんですが。とにかくこの精神面、精神面にやはり町も寄り添っていかないかんがじゃないかなと思うんですが。

この相談窓口についてお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の、相談窓口についてのご質問にお答えをさせていただきます。

児童生徒の新型コロナウイルス感染に関する保護者からの相談窓口と致しましては、児童生徒が通所、通学する各保育所、小中学校が相談窓口として対応をしております。その場で解決しない相談につきましては、保育所、学校から教育委員会に報告があり、教育委員会がその相談にお答えをさせていただいております。

相談の内容は、およそ5種類ございまして、1つ目は、お子さんの健康に関すること。2つ目は、学習の保障について。3つ目は、保育所、学校の運営や行事について。4つ目に、個人情報、人権問題に関すること。5つ目に、その他と致しまして保護者の仕事問題があります。

議員ご質問のうち精神面でのご相談は今のところいただいておりませんが、濃厚接触者の自宅待機依頼が長期化したことによりまして、休業補償に関する相談をいただきました。

教育委員会と致しましては、感染拡大防止のため自宅待機を余儀なくされた児童および登園自粛にご協力いただいた児童を対象に、1人当たり1日1,000円、月額2万円を限度として支給をしております。また、保育料の還付も実施をしております、休業補償の一助となるよう努めております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13番（澳本哲也君）

仕事の関係なんですけれども、情報提供がないために、職場から状況を聞かれても答えられないと。そういう、さっきの1問目の質問なんですけれども。情報がないために状況が分からず、職場から出勤停止、そして自粛を求められたと。それで、職場ではローテーションの職場などほんとに多々あるんです。そういう場合には、やはり休業しなきゃならない。そして休業手当等もなく、所得が見込められないというような実態も、ほんとにあるんです。

そこで、こういう実態をですね、調査せないかんがやないかなと思うんです。そういう予定はないでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問の方にお答え致します。

保護者の休業の実態ということにつきまして、教育委員会の方としましては、その手法とか、そういうものはまだ今のところ検討はしておりません。

子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労も大きく影響してきておりますけれども、教育委員会としてその保護者の就労についてまで踏み込むことは、今のところ考えておりません。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13番（澳本哲也君）

委員会としてはなかなか難しいかもしれませんが、町全体で考えると、やはりこの調査というものは必要になってくると思います。今から、どんなパンデミックが起こるか分からない。そういう状況でですね、やはりこういったような取り組みが必要だと思うんですが。

町長、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

先ほど次長が説明、答弁しましたとおり、現在のところ、新型コロナウイルス等の影響で休業した方に対する実態調査というのはやられてなくて、補償につきましても、先ほど1日当たり1,000円とか、月額2万というふうな制度のご説明しましたけれど、それ以上のことは、今のところ検討しておりません。

また、他の事例でもその事例をあまり聞いたことなく、今後、課題としては感じております。

ただ、問題は個人の情報、その方が新型コロナウイルスにかかったという情報、それが分からなければならない問題がありありますので、そのへんが大きな課題になろうかと思っておりますけれど、今後、県、国、そして他の自治体の状況を調査しながら、今後、調査、研究は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、精神面のことでちょっとある家庭の例があるがですけども。家族の安心、安全のために、毎日場所を変えてドラッグストアや病院などに抗原検査に子どもを連れて、毎日行ったそうです。職場復帰の前には四万十市の病院で、親子でPCR検査を受けに行ったと。ほんとに精神的にですね、何かこうすごい責任感のある人ですね、そういった対応をしていると。こういった指導をですね、行政はどう思っているのか。やっぱこういうような指導も必要になってくるのではないかなと思うんです。

健康福祉課から見てですね、こういうような事例はどうでしょう。こういうようなことは必要なんではないか、実際のところ。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

抗原検査につきましては、ご家庭の状況によって、また、保護者の職場から求められる場合もございますので、抗原検査を受けていただくということは、ご家族の健康の面からも大事ではないかというふうにも思います。

けれども、あまりにも過剰に心配をするということがある場合には、少しその精神的な部分にも、ご相談に乗らせていただければと思いますので、その場合には、また健康福祉課の保健衛生係、それから保健センター係の方に保健師がおりますので、そちらの方にご相談もいただきたいというふうにも思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

急にすみませんでした。

確かに、そう思います。ほんとに町民の健康を担っている健康福祉課としては、やはりそういうような対応はやってもらいたいなと思うところです。

3 問目にいきます。

対応マニュアルはあると思うんですけども、ほんとに保育園から小学校、中学校まで作成をしているかということをお聞きます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の、対応マニュアルについてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内の保育所または学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、当教育委員会が定めました対応フローに基づき対応をしております。

この対応フローにおける感染者が出た場合の対応の流れについて、お答えをさせていただきます。

感染者の発生が保育中や授業中に確認された場合は、直ちに教室などの換気を行い、感染予防策を取ります。そして、保育や教育活動を停止し、教育委員会と保育所または学校と連携して関係機関に連絡をするとともに、幡多福祉保健所の指導を仰ぎます。

それと並行して、情報の管理、情報の整理、接触者のリストの作成、児童生徒の活動状況を整理する一方、幡多福祉保健所の調査に対応できるよう関係資料を準備します。その後、保健所の調査により濃厚接触者の有無の判断に従い、できるだけ早く関係する保護者の皆さんに連絡を致しております。

以上が対応フローの概要ですが、当対応フローは、文部科学省が通知しております新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを参考に作成をしております。

各学校の衛生管理のマニュアルにつきましては、そのガイドラインの考え方に基づいて作成されました、文部科学省が発行しております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに従って実施がされております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

分かりました。

それですね、これからもさまざまなケースが考えられます。そして、保護者、家庭に対しての説明や対応、普段からですね、保護者等に確認をしておく必要があると思うんです。こういうガイドラインがありますよ、こういうマニュアルがありますよということを、やはり保護者に周知しなければならないと思うんですが、そういう対応は考えておるでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の再質問にお答え致します。

ガイドラインの保護者への周知ということでございますが、実のところ、職員間、保育所、それから学校の方についてはガイドラインということで示して、それに基づいてフローを作って、そしてみんなで系統的に、総合的に取り組むような形の部分で指導はしておりますが、保護者の皆さんに対してはですね、

これまでそのフロー図とか、それからマニュアルとか、そういうものについては出しておりません。

と申しますのも、このガイドラインとかフロー図につきましては、教育委員会の中の内規ということでございますので、こういうことに沿っていくということは、この事務所内で周知はしております。

ただ、こういう基準、例えば公表基準とかですね、そういうものについて、保護者の皆さんがすることが知りたいというご要望がありましたら、やはり全く隠すものではないので、公表することもあるというふうに、私は思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

次長、それじゃあ、教育委員会と保育園、学校は、つながりと言えばそのマニュアル等でつながっているんですが、保護者はつながっていないということになりますよね。何かそうなってくるとちょっとおかしい話になってくるんじゃないです。やはり保護者と教育委員会、そして学校、保育園がこの三者がやっぱり一体となってこういうような取り組みをしないと、いろんなところからまた、いろんな不満が出てくる。要望が出てくる。そんなになってくるんじゃないでしょうか。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、再質問にお答え致します。

澳本議員のおっしゃるとおり、教育委員会の方針、それから学校、保育所のどういうふうに運営していくかという方針につきましては、保護者の皆さんにもお知らせする必要があるだろうと思います。そういう意味では、澳本議員の申されました公表基準とか、それからどういう形のガイドランがあるのかということにつきましては、これから保護者の方にも公表していくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

それとですね、学校ながです。学校は特に、インフルエンザ等になりますと学級閉鎖や学年閉鎖、そして休校というふうな対応をとってくる。その基準は必要と思うんです。このコロナにも、自分は、インフルエンザには確かにあると思うんですよ。このコロナにはないんでしょうか。

どうでしょう。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

コロナの感染に応じまして、休校、学級閉鎖、それから保育所の休所ということにつきましては、何人感染したから休校にするとか、学級閉鎖にするとか、そういうものは定めておりません。

文部科学省の方からのガイドラインを参考にしまして、学校の臨時休業を検討することという形の部分

で指示が来ております。まん延防止の措置を講じられた区域となった場合はですね、そういうふうには学校の臨時休業について事前に検討しておくことということになっております。

ただし、本町と致しましては、黒潮町の教育委員会としましては、持続的に児童が、生徒が教育を受ける権利、そして、保育を必要とする児童の保育の継続を保障するためにも、保育所、学校につきましては感染等、それからその感染のリスク、拡大のリスクを可能な限り低くした上で、低減した上で、保育所、それから学校運営を継続をしていく。そういう努力をしていきたいと思っておりますので、一律に人数によって休園、そして休校を行うということは考えておりません。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

何か、ちょっとおかしいですね。

インフルエンザには確かあるんですよね。基準は。ないんですかね、インフルエンザに。それで、全世界で630万人以上死んでるんですよ、コロナ。それで、学校にこういうような基準がないというのは、設置者としてやっぱり僕は義務と思うんです。どう、要らんがですか。それじゃあ。

持続すること、継続することはほんと大事ですよ。大事ですが、やっぱそういうような自分の子どもがもし学校に行っていて感染者が出たとなったときに、ほんじゃあそれでも学校があるから行く。そういう問題でいいんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問に私の方から、少しお答えをさせていただきたいと思っておりますけども。

今回のコロナの学級閉鎖、学校閉鎖等の基準につきましては、文科省も明確に基準を設けておりません。ですから、私どももそれにつきましては、最終的には保健所等の指示に従うということに現在のところはしておりますので、基本的には保健所の指示に従うということにしたいと思っておりますし、それから、現在でもご不安をお持ちのご家庭は、休校、休業ですね、学校を休んでいただいて結構ですということは、保育所、学校にも申しております、その場合につきましては、欠席ではなくて忌引扱いという取り扱いをしておりますので、当面はそういう対応をさせていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

忌引扱い、それもいいと思います。けど、休んでも構いませんよ、どうぞ休んでください。何かですね、心が何というか、何かそんな対応でいいんでしょうか。

設置者としてやはり、黒潮町の基準というもの僕が必要になってくると思うんです。確かに、文科省はそういう基準は設けてないというんですけれども、でも黒潮町としての、学校の設置者としての責任として、やはり基準というものはこれからほんとに必要になってくると思うんですが、それでも、今のところは保健所の指示、また文科省の指示に従うということですかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

あえて基準ということを申し上げますと、学びを止めない。子どもたちの学びを止めない。最大限止めない。これが、我々の最大の基準であります。しかし、感染は一方では防がなくてはいけない。それはやはり専門家の指示を仰ぐ。これが、基準というふうに思っております。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

何か、すっきりしないんですよね。

もう一回、僕、これやりたいと思います。

最後にですね、1 問目に戻ります。

個人情報ほんとに大事と認識しておりますけれども、しかし情報が入ってこないとか、情報がつかめないうちの中、憶測で話が広がり、さまざまな嫌な思いをする人がまた出てくるかもしれない。ということで、もう一度、次長にお伺いします。

保育所、学校、委員会は最低限の情報開示をすべきだと思うんですが、しっかりと、もう一度検討をしていただけるでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、公表につきましてはその都度その都度、コロナの状況が変わってきております。従いまして、その変わってきた状況に応じまして、皆さんの人権に関する気持ちの方も変わってきておると思います。

コロナに関する人権の意識の高さは、日に日に私は高くなってきておると思うので、以前のように、3 年くらい前のように、皆さんが恐れていたということについては非常に少なくなっておるだろうなというふうに思っております。

従いまして、そういうことも勘案しまして、この公表基準については随時見直しを図ってまいりたいと思っております。

議長（小松孝年君）

渕本君。

13 番（渕本哲也君）

ありがとうございます。

確かに、高知家じゃないけど黒潮家として、やはり一人一人のことを思いやって、これから情報の方をしっかりと確認してくれることを願っております。

それで最後に、すみません、このコロナの感染やないですけども、今、世界で、日本でも確認されました、子ども肝炎のことです。子ども肝炎のアデノウイルスが原因といわれておりますけども、国内でも確認されておりますけども、かからんというのはゼロパーセントじゃないと思ってるんです。

健康福祉課長、このことについてある程度の情報等は入ってきてるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

子ども肝炎につきましては、さまざまな報道等ありますが、今のところ、通知につきましては確認ができておりません。

また、今後、そちらの方もしっかりと情報を把握していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

13 番（澳本哲也君）

以上で終わります。

ありがとうございます。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、9 時 55 分まで休憩します。

休 憩 9 時 40 分

再 開 9 時 55 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、質問をさせていただきます。明快な答弁を、よろしくお願いします。

1 番目の、医療体制について。

これは 1 番から 11 番までございますので、順次質問をさせていただきます。

まず、カッコ 1 の、町、これは黒潮町ですね。町医療および介護の総合的な確保の促進に関し、在宅医療を推進し住民の命を守るため、拠点とする、ここが大事なんですよ。新です。新しい診療所を設置するよう、地区住民の声を拝聴し計画を作成するか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の 1 の 1 番、在宅医療を推進するために拠点となる新診療所の設置等についてお答えを致します。

県は、第 7 期の高知県保健医療計画の第 7 章第 5 節で在宅医療を掲げており、医療と介護の連携を推進し、高知県版地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、在宅で治療を受けられ、地域で安心して暮らし続けることのできる高知県を目指す、と明記しております。

また、黒潮町におきましても、平成 29 年 3 月に黒潮町社協と共同で策定した第 2 期黒潮町地域福祉計画において、地域包括ケアシステムの構築を掲げております。介護、医療などの専門的なサービスと、生活の基本としての住まい、生活支援や福祉サービスが相互に連携をしながら在宅の生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築を進めていくことを明記しており、介護保険や地域包括支援センター、あったかふれあいセンターなどの介護、福祉分野と、診療所や訪問看護ステーションなどの医療分野が相互に連携し

ながら事業を推進しております。

議員ご質問の拠点となる新診療所の設置と住民の声の拝聴につきましては、県の医療構想の中では幡多地域は病床数が充足している状態にあり、病床を有する新しい診療所の設置は厳しいのが現状であります。

いずれに致しましても、黒潮町の最上位計画である黒潮町総合戦略、その第2部に福祉基本計画があり、その下の黒潮町地域福祉計画の中で、医療と地域の連携を進めるため、在宅でも医療ケアが受けることのできる体制を整えることが明記されております。従いまして、その見直し作業を行う中で、住民の声を計画に反映させたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

前から言いよりますけどね、これ、私の時間 60 分ながやき。通告では町長いうて書いちゃうがですよ。答弁を求めている。課長がここでどうしてしゃべるがですか。一般質問ですよこれ。議案とは違うがです。もうちっとね、真面目にやってもらわな困りますよ。

私の質問こんなことで時間食われるがやったらね、議長、私の今のこの発言はね、時間差し引いてもらわな困りますよ、これ。真面目にやってないがじゃもん。また、58 になった。止めてくださいや。おかしいですよ。

このね、憲法 93 条の第 1 項ではね、前も言いましたよ。地方公共団体では、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると。以降にはね、地方公共団体の長、その議会の議員、および法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するとありますのでね、今やりゆうことは、議事の中で議案審議やない。一般質問でやりゆうがです。

ちょっと、そのへん分かるように言ってください。

議長（小松孝年君）

矢野君、今のは、この一般質問の要旨とは違うがやない。

（矢野昭三議員から反論あり）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 02 分

再 開 10 時 06 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

もう一回、質問から。

8 番（矢野昭三君）

それでね、何か幡多の、県計画では充足しちゃうというようなお話やったけど、私が言いゆうのは、黒潮町住民にとってどうであるかということと言いゆうがですよ。県のことを言いゆうがやない、今は。黒潮町民が、生活する上で困らないようにする。困るということがあれば先に改善せないかんし、財政的な問題があれば、国、県へ要望せないかんでしょう。県のことを言うことはないが。ここは黒潮町議会。住民が困らんように、その町長と議員との間の話し合いがある。議員というのは、住民が直接税金を払うても発言をする場がない。間接民主主義と言われるもんです。だから、議員がこの場で言うことは、住民が言いゆういうことや。住民が困らんようにするために、どうしますかという。

要は、このカッコ1番は、新しい診療所を設置するよう、地区住民の声を拝聴し計画を作成するか。拝聴するかせつか、要望はそこなんですよ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今現在、黒潮町の国保診療所は、拳ノ川、佐賀等も含めまして5つございます。それぞれが役割分担を持ってやっておりますが、この議員ご質問の、在宅医療を推進し住民のための拠点となる診療所の新設となりますと、今現在ある診療所を拡充することはありませんけれども、新しい診療所となりますと、現在は考えていないというのが現実であります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

なぜ考えませんか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

既存の診療所を活用したいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

黒潮町はね、旧佐賀町と旧大方町の合併でできたもんですよ。旧佐賀には、診療所と名が付くものがある。しかし、大方にもあるけれども、それは民営の診療所ですね。

大方町のもんはどう考えようがですか。大方にもないところはありますよ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

その件につきましては先ほどの答弁でも申しましたとおり、町の最上位計画であります黒潮町総合戦略、その中の福祉基本計画の中で協議することだと思っておりますので、今後見直し等も含めてですね、住民の声等も含めて反映させていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、その総合推進計画言いましたかね。その計画で、どういうことになつとるの。

佐賀とか大方とか、分けてないと思うんよね。黒潮町全体の問題としてやっちゃうはずや。あれができて16年くらいたってらんじゃない。その間、何をしましたか。

私のお話ししていただける方なんかもおいでますが、大方の中にも。困ってますよ。佐賀だけの問題は

ないがや。黒潮町の問題なが、これは。そこのへんがね、今後という、いつからその住民の声を聞く、そういうことをするのか。

それをね、ちょっと確認します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

黒潮町の総合戦略の改定は、ここ1、2年のうちにやっけてまいります。

その中で、福祉基本計画。具体的に言いますと、在宅医療とか地域医療構想のことになろうかと思ひます。当然、黒潮町全体の計画ですので、佐賀地域に特化したとかいうことではなくて黒潮町全体のことをその中で協議してまいりますので、その見直しの機会を得てですね、声を反映させていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと、まあ一回。

いつやるかということ、具体的、まあ一回言うて。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

黒潮町の総合戦略、第1部から第4部に分かれております。

その中で、福祉基本計画が本来、本年度まででございますが、創生基本計画等一緒にさせる予定でありますので、ここ1、2年をかけて福祉計画の分については見直しを図っていくということになろうかと思ひます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私が1、2年かけて何をやるか知らんけど、それは困りますよ。

いろいろと病気になられて、誰も病気になるがは望んでない。元気でおりたい。しかし、どうしても体の具合が悪くなる。それを1、2年待って、その中身はどうなるやら分からんのに、やるやらやらんやら分からんに、どうしてそんな悠長な話しようがですか。

私は、これ合併12年たちゅうがですよ。今まで何をしよったがですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

冒頭の答弁でも申しましたとおり、総合戦略の中の福祉基本計画、その中で在宅医療、地域医療について盛り込んでいきたいというふうに申しあげましたので、その見直しがもう近々来ております。

例えば、来年とかという詳しい具体的なことは申し上げることはできませんけれども、その見直し時期に合わせて改訂していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長、これ、住民の方は不公平感を持ちゅうがですよ。不公平感を。そういうことはね、課長が何か言いゆうけど、そういうことではない。黒潮町、一つの町として在宅医療をどう進めていくか、取り組んでいくかという問題ながですよ。

大方でも過去に、上川口と、あこ浮津ですかね、そこにもあったようにお聞きしております。で、その後、どうも開業されてないように思うんで、それはね、やっぱりみんな等しく医療というものは受けれるように、公平です。公平さが必要なんです。それをどうするかというのはね、政治の問題ながですよ。課長が言ったところでね、課長、政治は答えれん。行政やき。政治の問題でどうするかいうことをいうのは、ここ、住民がこれまでに言うのは政治を語りようがですよ。行政を言いゆうがやない。町長がどうするかいう、これ政治を答えてもらわないかん。いいですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

本筋は課長が私の代わりに答弁したとおりでございますけれど、まず、町全体の総合、合併以来の町の全体の最上位の計画がどう動いておったから説明させていただきますと、平成 18 年に、旧佐賀、旧大方が合併致しまして、平成 20 年に最上位、地方自治法第 2 条第 4 項に基づく総合振興計画を策定しました。その計画によって、医療も福祉も含む総合的な行政を黒潮町は 10 年間、平成 29 年度までやってきました。

その後平成 23 年になって、地方自治法第 2 条の第 4 項が一部地方自治法の改正によってなくなって、議会の基本構想を承認を得なくてもよいという方に変わりまして、それ以降、黒潮町の選んだのは最上位計画が黒潮町総合戦略でございます。そういう流れの中で、今、町の方は大きな政策について協議、整理をしておるところでございますけれど。

その中で、今、矢野議員がご質問されております医療の問題、非常に町自身も大きな課題であると思っております。

また、高知県の第 7 期高知県保健医療計画の中でも、医療法に基づく地域医療構想、これ矢野議員、十分ご存じだと思いますけれど。その中で将来のあるべき姿というのも示されておまして、町としてもやはり県のこの示す方向に沿って、これからも取り組まなければならないと思っております。

そういうことを考えたときに、現在の町の最上位の総合戦略、これは平成 30 年から令和 4 年までの計画でございますけれど。このような大きな問題につきまして、まず、最上位の総合戦略から見直していくべきだろうと。

そうして、その中で、議員がご質問されております町全体の医療の問題、そして医療に関連する福祉の問題、そういうものを整理しながら取り組んでいかなければならないと思っております。

何分、小さな課題でなくて、実際に基本構想にも書かれておりますけれど、病床機能の分化の連携。これは、恐らく黒潮町だけで考えるのではないと思います。近隣の医療圏、県の方は高知県の医療圏を 4 つ

に分けておりますけれど、私たちの町としては、近くのそれを所属する幡多圏域、そして高幡圏域の医療圏と、また一緒にこの構想については検討しなければならないと。決して当町だけで単独で解決できるものではないと、まずは基本的に思っております。

そして、在宅医療の充実。これは、今後必須だと思っております。今後、2025年の超高齢化社会を迎える前段にありまして、それは必須のことですので、それに対応する体制。

そして、何よりも医療従事者の確保。これが一番、当町はなかなか苦戦をしておるわけですが、そういうところ踏まえて大きな課題を解決しなければなりませんので、大きな、基本的な総合戦略の見直しを図りながら、課題解決に向かっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、次のカッコの2番へいきまして、第7期高知県保健医療計画（平成30年度から平成35年度）は、作成に関し住民の声を聴き意見を述べているか。

また、地域医療構想についてどのような意見を述べているか。

問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の2番、第7期高知県保健医療計画の作成に関する住民の声の集約についてお答えを致します。

なお、本件は県の計画ですので、黒潮町にその決定権がありません。従いまして、県から聞き取った内容が中心の答弁になることをお許しをいただきたいと思います。

第7期の県保健医療計画につきましては、議員申されとおり、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画年次とし、平成30年3月に策定された計画であります。

県健康政策部に住民の意見集約の方法について確認をしたところ、パブリックコメント方式で行ったとの報告を受けました。このパブリックコメント方式とは、行政が条例や規則、各種計画等を作成する際に住民の声を広く聞く手段として用いられる手法であり、第7期においては、平成30年1月26日から2月24日までの30日間、県のホームページに掲載し、住民の皆さんからは電子メールやFAX、郵送等で意見具申をいただいております。

その結果は、パブリックコメントによる意見が4件、関係団体や市町村からの意見が10件あったそうです。それらの内容は、修正が必要と判断したものについては計画に反映させ、併せて、意見具申をして頂いた方にもその旨を報告しているそうであります。

なお、第7期の計画の第9章に地域医療構想に関する内容が記載されていますが、県は平成28年12月に本計画の第6期分の一部として高知県地域医療構想を策定しております。このときも県から市町村に対し意見照会が行われておりますが、本町は構想には同意致しましたが、具体的な意見は提出してはおりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この計画策定は県が作るいうて作ったのですが、ただ、県は市町村の意見を聞かないかんいうて書いてあるんですね。法で規定されちやります。それで、住民の意見も聞かないかんいうことになっておるんですね。

で、これはね、平成 29 年 7 月 31 日付の厚労省の医療局長通達見てもですね、これはきちっと住民の声を聞いてやりなさい、作りなさいということの規定されちやうがです。だから、作るのは県じゃけんど、やはり地域住民の声をよく拝聴して、どういうところに課題があるかないか。それをはっきり認識した上で、県に要望なり意見を述べる必要があるがですよ。

まあ、終わったことではありますけれども、それは同じく医療計画課長通達もあるけど、おんなじことです。都道府県知事に対して、きちっと住民の声を聞きなさいよと。それがパブリックコメントで終わったとは、まあわしも知らなかったけど。だからね、やっぱり町もよくよく考えて、住民の生命、命をどう守るかいうことは、きちっと正面から取り組んでもらいたいですねこれは。

そのね、さっき言いました 2 番の所ね。だから意見は、具体的な意見は述べらったということですかね。

そこ、まあ一回確認します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

地域医療構想の策定に当たって、平成 28 年の 12 月に策定されてるわけですがけれども、そのときに市町村に対しても意見具申がありました。

繰り返しになりますけれども、掲示いただいた素案を基に役場内で協議して、その内容を審査し、特にその構想については意見がなく同意をしたということでしたので、黒潮町から具体的な意見としては申し上げなかったということでもあります。

以上であります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

結局、住民の声を吸い上げる、お聞きする場を設けらったと、そういうことかなと思ってるんですよ。

で、これはですね、国はちゃんとやりなさいということまで文書で通達、通知、発しちやうわけね。これ、末端行政がよね、それが知らんことはないわけやから、やはり十分に住民の声を拝聴して、この事に臨むべきであると、そんなふうに考えますよ。

だから、そこはまあ次にちょっと掛かってくるもので、カッコの 3 番いきます。

で、第 8 期高知県保健医療計画作成へ向け、住民の意向をどのようにして把握するか。

問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは 3 番の、第 8 期の高知県保健医療計画作成に向け、住民の意向をどのように把握するかについ

てお答えを致します。

なお、本件につきましても、県から聞き取った内容であることをご了承いただきたいと思います。

県に第8期の策定方針について確認を致しました。第8期は、来年度、令和5年度に全国一斉に策定することになっており、今回は3年に1度改訂する介護保険事業計画と一緒に改訂することになっているそうです。

本年12月に国の指針が出る予定であり、その指針が出てから県の方向性を決めることにしているそうで、現時点で分かっているのは、1としてコロナの追加、2として疾病別の計画、3として在宅医療、4としてへき地医療の、4点について項目ごとにまとめていくことにしているとの報告を受けました。

議員ご質問の住民の意向把握につきましては、第8期も第7期と同様にパブリックコメント方式を予定しており、関係団体や市町村についても文書による意見照会を行うそうであります。

また、各保健所単位で部会を組織し、医療関係者や市町村、住民患者等から広く意見を聞くことになっていますので、そのような機会を通じて意見具申をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これは全部県任せやけど、私の言いゆうがは黒潮町として、これ自治体なんですよ。自治体、一つの。

だから、黒潮町としての主体性が要るわけよ、医療について。今、医療について質問しゆうわけやから、黒潮町を通して主体性をどう確保するか。それには住民の声を十分よくお聞きせんとできんですよ。机上で作文しても駄目ですねこれは。この問題は特に。住民の声をよくお聞きせないかん。

一つの例はね、福祉計画のときは各集落へ入ったように思ってるんですが、このことについてはね、県が言うてくるのを待つ、待ちの姿勢ではどうしようもありません。住民はね、県が言うてくる前に困っちゃうがですよ。

そして、7期の分については、見直しはいつでもできますよと。必要があれば見直ししてください、というのが局長通達ですよ。うちの条例より偉い。

だから、そういうものはみんな知り得る立場にあるわけやから、黒潮町行政が。だからその知り得る立場のその力を持って住民の医療に取り組んでもらわないと、言うてくるのを待ちよったらね、何年たってもできませんよこれは。

直ちに住民の声を聞くような体制を作ってくれますか、町長。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

まず、この第8期の高知県の保健医療計画の作業については、主体が高知県でございますので、そのことについては意見は申し上げますけれど、町が主体して進んでいる計画ではないのです。

ただ、町の方は、先ほど申しましたように町独自の総合戦略の中で、黒潮町のあるべき医療、福祉の形をつくっていかねばならないと思っております。

そのために、もう既に担当3課では担当会議をしておるわけでございますけれど、その中で、その作業を進める中で、必要に応じて住民のご意見を聴取する作業は必要かと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、次の4番目ですね、これは今言った続きなんですけど、ちょっと一応挙げてるので発言させてもらいますと。

第8期高知県保健医療計画作業部会等へ住民、行政が参加できるよう要望するか問いますです。

町の姿勢を問うわけです。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の4番、第8期の高知県保健医療計画作業部会に住民や行政が参加できるよう県に要望をするかについてお答えを致します。

議員ご質問の作業部会につきましては、第7期においては、保健医療計画評価推進部会や医療従事者確保推進部会などのほかに、協議会や検討会議など全14の専門部会を設け、それぞれの会がそれぞれの担当する内容について審議しております。前段の答弁でも申しましたとおり、県は第8期においても第7期と同じ手法を用いて計画策定を行う予定でありますので、計画の初期段階から部会の委員として参加するものはできないものと思われま

す。しかしながら、県は本計画策定に当たり各保健所単位で地域推進協議会や地域医療体制部会を設けることにしており、医療関係者や市町村、住民患者等から広く意見を聞くことになっていきますので、そのような機会を通じて地域の声を届けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、カッコ5番の、各特別会計の一般財源の内訳を問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の、各特別会計の一般財源の内訳についてのご質問にお答え致します。

特別会計については、特定の事業を行う場合、その経費を明確にするために一般会計と区分して行う会計で、本町では11の会計がございます。

その会計の中で、一般財源については、財源の使途が限定されている特定財源の対（ついで）になるもので、使途が限定されておらず、どのような経費にも使用することができる財源を一般財源と言うことから、各会計が行う事業に要する経費の予算項目に広く振り分けられています。

従って、内訳については、国庫支出金や県支出金、町債、使用料、手数料などの特定財源以外として区分するもので、細かな財源の内訳ということではなく、総体的なこととはなりますが、一般財源は特定財源で充当される以外の全ての項目として回答させていただきます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

その一般財源のうち、特別会計があるゆえに、特定の交付税措置がある。そういう財源がありますよね。それはどうなってます。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

その特別会計によって、指定される交付税等がある分はあります。

今回の質問にございます医療体制についてということ言えば、直診会計ということにはなろうかとは思いますが、直診会計の中でも交付税措置が取られている項目についてはございまして、その基準によって交付を受け入れているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今ね、質問の通告は、各特別会計言うちょうがですよ。

だから、ちょっと答弁不足やね。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、すみません答弁不足ということで、答弁させていただきます。

直診会計にも及ばず、国保会計、後期高齢者特会、あと介護保険事業等の会計、これらについても一定の交付税措置が基準によって受け入れているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これは一般財源の内訳を問うですき、それはどうなっちゃうがですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

それら交付金については、一般財源として受け入れている場合と、それから特定財源として受け入れている場合と、会計によって少し違う場合もございますが、それぞれの内訳については、その基準によって定められた分についてはその内訳についてはその基準どおりの項目に配分することとなりますし。

また、その基準がない部分としては一般財源として、今、答弁させていただいたとおり、いわゆる交付税措置等が配分しても充足できないその他の項目において、その金額を配分しているということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

その内訳を問いようがですよ、内訳を。

通告はそうやって書いちゅうやろう。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、内訳についてお答えします。

内訳について、その一般財源の内訳としましては、この 11 会計全てを説明するのであれば、いわゆる事項別明細書を用いてその配分の内容を全て報告するということになりますが、全ての会計というもののその一般財源の内訳というものは、時間がどうしても相当かかるものと思われま。

従って、例として挙げさせていただきますと、よろしいでしょうか。

まず、今、この医療体制ということ言えば、その直診の会計ということにはなりますが、直診の会計の一般財源の内訳として少し説明させていただきますと、令和 4 年度の予算のベースで説明させていただきますと、総務費に 6,771 万 5,000 円が予算化されております。

それらは、一般財源として人件費や報償費、旅費や需用費、また役務費、委託料、使用料、賃借料、それから負担金などにそれぞれ配分をされております。

また、医業費として 469 万 9,000 円が予算化されており、需用費や使用料に配分されております。

また、公債費として、町債の償還の元利、利子等に合わせて 36 万円計上しておりまして、そういう形で、一般財源についてはそれぞれのもう全体の項目に振り分けられて配分されているのが現状でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、一般財源のうち、交付税は幾ら来てるんですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

交付金について、これも国保直診会計について少し例を挙げて説明させていただきますと、5 診療所あります。

佐賀診療所、拳ノ川診療所、伊与喜出張診療所、鈴出張診療所、拳ノ川歯科診療所、5 つに対して、へき地等に関する交付として 710 万円の 5 施設ということで 3,550 万円が交付され、その他、保健医療に計画に基づき実施される医療とかですね、診療に対しての措置として特別交付金として、これは平成 3 年度ベースとはなりますが 1,305 万 8,000 円というものが交付金として受け入れている金額でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと私がお聞きしちゅうのと数字が違いましてね、どこを抑えたか知らんけど。

私はね、4 千 4、500 万程度の話として聞いてますよ。それが、どうして 710 万なのか分からない。その上で、へき地診療所分として今年予算を見ちゅうのが 400 万じゃったかね。ちょっとそこが数字が違うんですけど。

私の聞いたところが聞き間違いなのか、言い間違いなのか、そこをちょっと明確にしてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは質問にお答えします。

先ほど申しました件で、私の不足があったかも知れません。

その 5 施設に対して 710 万円。5 施設掛けますので 3,550 万円。それに対して、以外に、へき地診療所の特別交付として受けているものが、いろいろな計算式はございますが、令和 3 年のベースで 1,358 万円。足しますと、4,800 万余りとなります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ次いきまして、6 番目の、各特別会計で歳出の各節（給与、光熱水、建物使用、償還等）に計上と未計上、ばらつきがありますが、これどういうことですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の、各特別会計での歳出の各節の状況についての質問にお答え致します。

議員の質問にあります各節の給与、光熱水費、建物使用、償還等につきましては、特別会計設置の趣旨であります特定の事業を行う場合、その経費を明確にするために一般会計と区分して行う会計として予算措置をしております。給与事務の円滑化のための給与等集中処理会計を除く 11 の特別会計において、具体的な質問のある項目についてお答え致します。

給与については、職員給与費に絞って回答しますと、国民健康保険事業、国民健康保険直診、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療保険事業、水道事業の 6 つの会計で計上しており、残りの、住宅新築資金等貸付事業、宮川奨学資金、情報センター事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の 5 つの会計では未計上となっております。

これら職員人件費における特別会計への予算計上の有無は、一般会計での業務を行っている場合、主たる業務等を総合的に判断して決めております。

光熱水費については、情報センター事業、国民健康保険直診、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、水道事業の 5 つの会計で予算計上しており、直接的な施設管理の有無がそのまま予算に反映されております。これと同様に、修繕料も予算計上されております。

建物使用料については、それぞれの施設は町の管理であることから、基本として予算計上はありません

が、情報センターの会計において、ケーブル設置に係る電柱使用料や町の管理外の施設で各種事業を行う際に支払う会場使用料、公務出張の際の駐車場使用料がそれぞれ予算計上されております。

償還費については、情報センター事業、国民保険直診、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、水道事業の5つの会計において、前年度までに事業実施を行った際に財源充当しました地方債の借りに係る元利償還金が計上されております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

総務課長、もっと正確に言わないけませんよ、これは。

例えば、この建物。どればあ使いよりも、特別会計が。土地代、造成費、工事費、それから光熱水費。それらを含めて、どればあこれ特別会計へ振り向けておりますか。

特定の特別会計だけ、そういった建物とか水道、その他光熱をぶっかけていちゅう。それ以外のものについては、およそそういう配慮がなされていないようにわしは思う。特別会計を見る限りでは。

何でそういうことをするが。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

まず、その光熱水費等に限って言いますと、いわゆる国保会計とか介護保険会計とかいうのは基本的に施設を持たず、基本的には庁舎の中で業務を行って、基本的には一般会計の中でその経費については払っていることとなります。

その区分については、一定分けるべきかも分かりませんが、今のところ、その施設が限定されてですね、自分の施設を持っている所の経費、直接経費についてある所については、当然その施設等の運営経費といえますか維持経費というものについては特別会計の中で明らかですので、その部分については挙げている会計ということになりますし、当然、庁舎等を使って不透明というか限定できない部分については特別会計に上げていない、計上していない経費があって、その点については、矢野議員言われますように正確じゃないということにはなるかも分かりませんが、会計の独立したその採算の面で言いますと、会計自体を明らかにして、そのデータを維持しながら会計自体の運営費というものを年度ごとに比較していく上では、その点については問題ないものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この予算の組み方はね、特定の個特別会計だけをいじめるような頭も、そういう見方ができる。

本来であれば、この建物にさまざまな特別会計が入っちゃう。それを載せないかん。会計を明確にするのがじゃったら。本来、予算の一本化というのがやったら、特別会計を含めて一般会計の中でやればいい話で、何のために特別会計をするかというのが、課長、さっき説明したじゃないですか。初めに。何のために特別会計を設けるのか。数字を明確にするためでしょう。借りに係る元利償還金がどうなりゆうか、黒字がどうなり

ゆうか、分からすためにやるという、そういう説明じゃなかったですか。

特定の会計だけ、やり玉にあげたようなやり方やね、この予算の組み方は。ほかの特別会計もね、おんなじように計上すべきですよ。各会計へ。それでこそ、特別会計の意味があるところ。

どうですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

非常に、確かに会計を別にして、独立採算の面から言うと、職員が庁舎を使って使用したその費用について計上すべきものとは考えますけれども、実際のところ、この会計の存続趣旨も含めて、現状のところではですね、やっぱりはっきりと施設を持っている所と持っていない所でいわば差がございますけれども、会計の特別会計として独立して、その一般会計と別な会計として定める上では、その点については基本的には問題ないものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これはね、問題大ありますよ。特定の会計に関係するとこだけがね、肩身の狭い思いしゅう。赤字やいうて。それは何年前かは忘れたけど、会計管理者が決算報告のこの場において、その特定の会計だけが赤字じゃいうことだけ言った。もってのほかじゃ。

だから、今総務課長が言うことはね、答弁ならんがですよ。会計を独立する、その必要性があるがですよ、特別会計は。

だからね、最後の所でもわし出しちようがですよ。原価計算、これ A、B、C。最後のところで用意しちよったけど、今の課長答弁では納得いかないの、そのへんを踏まえて、これどうなんですか。おかしいですよ、この予算の組み方は。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 57 分

再 開 11 時 59 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

すみません、時間取らしまして。

それでは回答させていただきます。

まず、矢野議員おっしゃられましたその赤字という関係につきまして、ひとつ私の方から。

基本的に、事業というものについて特別会計でも基本的には独立採算といいながらも、その事業の持つその収益といいますかね、直診で言えば診療料といいますか、そういうものだけでその事業というものは成立していないのが現状で、実際には、事業の継続のために一般会計からの繰り入れっていうのを行って

おります。

その会計のそれをもって赤字補填（ほてん）ということになる部分もあるかも知れませんが、実際のところ、全会計については黒字ということで報告はさせていただいております。

その趣旨からして、それぞれのいわば会計ごとの一般会計というものにおいて、その部分については、今配分されている光熱水費とか一定の人件費、それらに配分されているものであってですね、その会計自体を補填（ほてん）する上で、実際光熱水費というものについては一般会計では払っておりますが、実際のところは一般会計繰入の中で、交付税等があった部分の補填（ほてん）をしているということにはなりますので、会計自体のその予算の組み方が駄目だって言われましてけれども、その点については一定、事業の継続のために一般会計の繰り入れというものでつじつまを合わせているということで、了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ひとつも答弁ならん。

何で特定の会計だけ、あれもこれも全部節を計上しちゃって、それ以外の特別会計はね、ごく限定した節しか計上してない。そこの説明がない。なぜ計上しないかと、必要なことを。

これ、ええかよ。質問しようがぜ。なぜ、その他の特別会計は必要なものを計上していないのか。その答えがない。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、交付税が入ってくる中で、その交付税を一般会計で受け入れまして、その中で必要なものを特別会計に今振り分けてる元があります。

その中で、各会計におきまして必要なものを計上していくということになりますが、ベースはその会計でしまいつけていくということでございます。

その中で、例えば国保会計でありますとか介護会計の中で、光熱水費等々を上げるというようなことは適当ではないというふうには考えております。今の振り分けの仕方が決して偏った会計の出し方ということでは捉えておりません。

町としましては、今現在の会計の振り方の中で事業を継続をしていくというような形で、今、会計を組まさせていただきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

必要な事業であるということは私もね、それは認めちゃりますよ。だけど、節を計上する事業と、してない事業とがあるわけで、現実には。

例えば、先ほど言った国保やったらね、この建物使いゆうわけよ。この建物造るために膨大な金を使っ

てますよ。土地の用地代、造成費、建設費、あと光熱水費等々。

それはね、何で計上せんがですかということを言いゆうわけよ。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

先ほど、総務課長の方から申し上げましたとおり、まずは行政の一般会計の中で繰り入れた中で、決してその部分を国保会計だけで払うということではなくて、うちの配分としまして一般会計の中で、しっかりとそれを担っていくというふうな配分の仕方をさせていただいております。

その会計に見合った払い方と言いながらも、一般会計全体の中でしっかりと配分をし、その部分につきましては一般会計の中で。ただ、その一般会計の中にも当然、交付税、特交の方も入ってきておりますので、それをしっかりと配分させていただいているということになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

だから、先ほど言ったのが、各その一般財源の内訳どうなっちゃりますか、いうて言うたでしょう。だけど、答えんもんね。答えらった。で、まあそれはええわよ。ええ。

それからね、事業の継続、分かってますよ。ただ、特定の特別会計だけがやり玉にあげられるような、そういうことではいけない。そこを言いゆうわけ。トータルとして、この町をどう運営するかいうがは、それは大事なことですよ。だけど、ほかの特別会計についてもよね、これこれは一般会計で賄いよりますよ、という説明がない。最初にそれをしないから、会計管理者が決算のときに特定の会計だけやり玉にあげて赤字や。そういう行政運営は駄目じゃということを言いゆうわけよ。いいですか。

それではね、次へいきまして7番ですね。

町国民健康保険診療所設置及び管理条例第3条、診療所は、町の国民健康保険の被保険者に対し、次の各号に掲げる業務を行うものとするですよ。カッコ4で、薬剤の投与又は治療材料の支給に関すること、と規定しております。薬剤のと書いていますが、薬剤がと訂正してください。薬剤が投与されないために住民は極めて困っている。

執行を問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の7番、診療所での薬剤の投与についてお答えを致します。

本件につきましては、去る3月議会においても議員から質問がされておりますので、そのときの答弁と重複する点がありますがご了承いただきたいと思います。

町国民健康保険診療所設置管理条例の第3条で診療所の業務がうたわれており、その第4号で薬剤の投与が明記されています。昨年7月から拳ノ川診療所における薬剤の投与を院外処方に変更したことにより、患者さんは一度の来院で薬の受領までを行うことができず、遠く離れた薬局まで取りに行かなければいけなくなったことで、患者さんやその家族の方に負担を強いることになっていることは、町としても充分認

識をしております。また、地域住民の皆さんに十分な説明がないままスタートさせたことに對し、佐賀北部地域9集落の区長さんの連名で改善要望書が提出される事態になったことは深く反省をしております。

このことを受け、去る6月3日、佐賀北部地域の区長さんに保健福祉支援センターこぶしにお集まりいただき、説明不足であったことのおわびと、院外処方に変更した経過や現在の対応、今後の町の方針について説明をさせていただきました。

会の内容につきましては、議員も区長として出席されておりましたので詳しくは申しませんが、おおむね出席していただいたほかの区長さんには、町の考えはお伝えできたのではないかと考えております。

会の説明でも申しましたとおり、町としても現状の対応がベストだと思っているわけではなく、住民の皆さんの負担軽減のために努力しなければいけないと考えております。

従いまして、町が何らかの助成を行うことで業者が参入しやすくし、複数のサービスの中から患者さん本人が選択できるようなシステムを構築したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ここ2、3日前やったかな、ある告別式に行ってみて、そこの参列された方からお話いただきましてね、困ったいう。薬がもらえなくなった。これはね、どういうことなんでしょうかね。

1回行けば、1万円要りますよこれ。患者が薬を、佐賀なり窪川なり行けば。福祉年金に3万、そのうちの1万、いきなり必要になる。行政は何考えちよりますかね。年金も、また下げる通知が来ましたね。先だって。わしゃ暮らしを守ってくれる行政思うたけど、これは暮らしを破壊する行政やろか思うて考えよう。

いつその対策は講じるがですか。課長、今言ったけどいつやるんですか。困った言われよう人に対してね、どうやって説明できますかこれ。こんなことするとますます人は減りますよ。もともと患者が減った原因は何かいうたら、医者がいなかったからですよ。医者が不在の責任は患者にはない。行政にあるがや。町営の診療所やもん。町に責任があるということを一言も言わんのね、医者がいらないことについて。たまげた話やな思うて。

その困ったいうて、先日私に言われた人に対しても、私は返事をようしなかったですね。できなかった。

どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

そしたら再質問にお答え致します。

いつやるかにつきましては、本年の3月議会に議員からこの質問がされて以降、町としましては複数の薬剤メーカーさんにアプローチを行っております。門前薬局であったり、配達であったり、いろいろな手法で薬剤メーカーさんの意見を聞いております。

その中でやっぱり出てくるのが、どうしても採算ベースの問題が、意見が出てきます。それに乗せるために、なかなか話が進まないというのが現実であります。

しかしながら、これについてはねばり強く町の方針も伝えながらですね、今後も続けていかななくてはならないというふうに考えております。

それと、後段の、町の責任のことがありましたけれども、確かに医師の確保ができてないのは町の責任であるということは、そうかと思います。いろいろな手法を使って、ホームページであつたり県の方にもお願いをしてアンテナを張っておりますけれども、なかなかその要望に対して入ってきてくるお医者さんがいないというのがあります。7、8年前に来ていただいたこともありましたけれども、半年以内で去られた方もおりますので、その募集については慎重にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

医師の募集やっちゅういうてもね、町のホームページ開いたらね、とっと上の方へこんまい字でね、4 番目ですよ、出てくるのは。何が出てくるかいうたらね、ホームページ開いたら遊び。課長、見たことあるが。遊びですよ。黒潮町のホームページ開けたら、ば一っと出てくるがは遊び。確かに項目はある。小さいので、上の方に。4 番目、それが。本腰やりようがですかこれ。

確認しますよ。町長、どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

遊びというのはちょっと言い過ぎじゃないかという感じ、私はするんですけど、恐らく観光振興の情報をおっしゃったのだと思いますけれど。

ホームページというのはさまざまな設計がございまして、さまざまなことを見つけるために利用者は入ってくるわけでございますけれど、そういう状況を探すのにはそんなに無理はなく、医師の確保についての情報には十分達せれるようなホームページの設計になっていると、私は思っております。

それから、医療の状況でございますけれど。薬の院外処方に変更した関係での住民へのご負担については、確かに何とか、もっと改善しなければいけないと思っております、今後も努力をしていきます。

ただ、今の医療の状況、お医者さん、以前のように専属のお医者さんがいないから地域の医療が現在住民にとって不便な状況かという、私はあながちそうでもなくて、医療センターからも来ております民間の病院の先生からも来てくれておりますので、計6人でローテーションを組みながらやっておりますので。そういう意味では、医療の方は住民に不都合を掛けたくないような状況で動いているんじゃないかと思っております。

それから、先ほど気になった発言があつたんですけど、薬を取り行くに1万円要するという方から相談を受けたというふうなことなんですけれど。もし可能であれば、そういう方がおれば町の方の窓口、保健センターの窓口の方に相談していただいて、薬の現在のサービスの状況、もう少し広くお伝えできたらと思っておりますので、そういうふうな。返す言葉がなかったとおっしゃいましたが、そういうふうにごひお伝えしていただければと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

いちいち言わんち、車走らせたら分かるんですよ。メーターが出ますので。私が測った。

私が測ってみると、拳ノ川診療所と佐賀の薬局の前は10.2キロ。それから、拳ノ川診療所から窪川病院の所にある薬局の前までは12.7キロ。ただ、これは私の車で測ったもので多少の誤差はあると思いますけど、1キロ変わることはないと思いますよ。だから、それ減価償却していけば、幾ら出るかすぐ分かりますよ。それはね、町長がすべき話ですよ、それは。言うてくれじゃなしに。それがね、町長の姿勢ながですよ。名前、分かったら言うてくれいうがはね、はなはだね、わしはおかしな話や思う。患者に責任はないんじゃないもん。責任は誰かいうたら、黒潮町行政に責任があるんじゃない。なぜ、部下に言うてそればあのもんちゃんとおししません。だって、旅費キロ当たり29円というのは町で決めちゅうやないですか。あれは町長が提案して、議会が認めたがや。それがええか悪いかわ別ですよ。そういうやり方をする中において、患者の責任にないのに余分な金を使わないかん。そんな人がおったら教えてくれ言うたちよ、それはおかしいでしょう、そんな話は。黒潮町という町がどればあ素晴らしい町かいうがもね、やはり考えないかんなんですよ、これは。やっぱり、命を守っていただける黒潮町やないといかんと、こんなに思いますね、これは。

ほんで、早いことその次の策というものを講じていただく。それが肝心なので、私はやっぱり期限いうものは切ってね、それを目標に頑張ってもら。それしかないですね。頑張りますいうても期限を決めないいうのはね、ずるずるずるずるいきますねこれは。

そういうことを私の口からお願いしておきまして、8番の、へき地診療所で薬剤を投与するための財政支援などを県へ要望したことがありますか。

問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の8番、へき地診療所で薬剤を投与するための財政支援についてお答えを致します。

公立病院の運営につきましては、独立採算が原則でありますので、本来は診療収入をもって運営経費に充てるのが基本であります。しかしながら、民間病院が参入しない地理的条件が不利な離島や中山間地域においては、へき地診療所の設置が認められ、国の交付税措置や自治体の一般会計からの繰入金が認められております。

議員ご質問の県に対する薬剤の投与をするための財政支援の要請につきましては、薬剤の投与に特化した財政支援を要望したことはありません。しかしながら、国からは診療所の運営に必要な経費として、令和3年度は普通交付税が1診療所当たり700万円程度、掛ける5施設であります。特別交付税が1,300万円程度入ってきています。

また、交付税以外に、直診のへき地診療所の財政支援として国民健康保険調整交付金という制度がありまして、毎年450万円程度が入ってきています。

いずれに致しましても、現時点で県から薬剤の投与に特化した財政支援はありませんので、既存の制度も含め該当するものはないか、機会を通じて県に訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これらはね、行政が答えるようなところじゃないがですよ。政治、政治の問題。

2 回ぐらい前の議会のときにも言ったんですけど、ここは金がないことは分かっちゃう、この町は。だから財源を確保せないかん。そのために国、県へ行ってくださいと、合併以来、私はその話しておりますが。町長も、それが自分の仕事や、先だって行くという答弁がありましたよ。

これね、制度があるとかいうような話やないですよ。なかったら作ってもらわないかん。そうやって住民の暮らしを守らないかん。

それが町長の仕事なんですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

政治的な要望活動、確かにおっしゃるとおり、首長である私の仕事でございます。その分は、どういう要望につきましても一生懸命やっていきたいと思います。

ただ、要望というのは、国、県の要望とやみくもに行っても通るものではございません。それで、それなりの要望の仕方、そして本当に制度上にその予算を要求する方法があるかないかをしっかり調べて、どの方法が一番有効であるかを調査しながらやらなければならないと思っております。

そういう選択肢を持っていような要望をしておるわけでございますし、またタイミングもございます。そういうことは自分で判断しながら、これからも全力で要望活動はしていきます。

ちなみに、交付税の要求。これは要望とかでなく制度的にもさまざまなものがありますので、その制度を駆使して、要求の方も続けてやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

へき地診療所の協議会があるんですね、県下に。その場を使ってですね、その場から要求するようなことも考えないけませんよ。

ただ単にここから、1 カ所言うてきたきいうて、それはできませんよ。県は、へき地診療所の協議会があるんや。その場においてよね、要求すべきだと思いますよこれは。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

へき地医療診療所協議会、さまざまな協議会がございます。やはり一市町村で要望することでは力が足りない部分も、そういう協議会を通じて言うとなりが強くなりますので、当然そういう所では参加して要望してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ次いきましてね、9 番目の、佐賀、拳ノ川、鈴、伊与喜診療所の耐震および衛生施設などの管理を問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1 の 9 番、佐賀地域の診療所の耐震と衛生施設についてお答えを致します。

黒潮町には、国民健康保険診療所設置管理条例に明記された佐賀診療所、拳ノ川診療所、鈴出張診療所、伊与喜出張診療所と、拳ノ川歯科診療所の 5 つの診療所があります。

佐賀診療所と拳ノ川診療所、拳ノ川歯科診療所の 3 施設につきましては、耐震補強工事と、水洗洋式トイレへの改修も全て終了していますので、残る鈴出張診療所と伊与喜出張診療所の 2 施設について説明を致します。

まず、鈴出張診療所について説明を致します。議員ご存じのとおり、鈴出張診療所は鈴分団の消防屯所との合築になっており、昭和 50 年に建築された木造 2 階建て、延べ床面積 55.36 平方メートルの建物で、1 階が診療所、2 階が消防屯所になっています。津波浸水エリア内にあることから、耐震対策をする前に高台移転を検討しましたが、集落から遠く離れてしまう鈴地区の地理的特性を踏まえた対応が必要なことから、現時点において高台移転の計画はなく、耐震対策はできていないのが現状であります。

なお、トイレにつきましては、鈴地区漁業集落排水処理施設を引き込んでおりますので、洋式の水洗トイレに変更になっております。

次に、伊与喜出張診療所です。昭和 54 年に建てられた鉄筋コンクリート、平屋建て、延べ床面積 52.29 平方メートルの建物であります。3 年ほど前に、耐震診断士の資格を持つ 1 級建築士に外観の目視による診断を行ってもらいました。そのときは、鉄筋コンクリートの平屋なので恐らく耐震はあるのではないかと報告を受けていますが、正式には耐震診断は未実施であります。

また、トイレにつきましては、現状は汲み取り式で既存の和式トイレの上に簡易な洋式便器を乗せた状態ですので、今後は洋式の簡易水洗方式に変更したいと考えています。

いずれにしても、国や県の補助制度の有無や、過疎債などの起債充当の可否を調査し、可能であればそれらの制度に沿って実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この過疎計画見よったらね、耐震化が未実施となっている国保出張診療所は施設が古く耐震補強が困難なことに加え、施設の利用頻度も少ないことから、耐震化でなく利用時の安全性確保に向けた対策を検討しますと、こうなっちゃう。

これは、こういうことになってくるとなかなか困るわけですし、今、答弁をいただいたものの中では、鈴と伊与喜は耐震未実施と。それから、伊与喜は汲み取り式と、こう書いちゃう。人の命を診断、診察するこの大事な施設で、そこへ来るのは患者だけでもない、係だけでもない。お医者、医師も来る。それね、そんなような状態の中で患者が少ないと言われても、増える理由がどこにもない。そりゃあ、そこへ入れいうたちなかなか二の足踏みますよこれ。私、これちょっと調べてみるまでびっくりした。こんなこと

では困りますね、これは。

鈴においては、へき地もあるんですね。へき地。それから、旧佐賀町分については、山村振興法によるところの振興山村の事業もできる。なぜその事業を入れんがですか。事業はあるがですよ。過疎に仕上げちゃっておいじゃいけませんよ。この町は金がないがや。過疎も一つの方法。だけど、過疎はもう満杯や。ご承知のように。あと何があるか。へき地対策事業、振興山村事業、いずれも診療所はメニューの中へ入ってますよ。

これ、なぜやりませんか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

矢野議員の先ほどの質問については、過疎計画、過疎地域持続的発展計画の、47 ページに載ってることだと思います。

確かに過疎計画では、先ほど議員が申されたような内容で、利用時の安全確保に向けた対策を検討するということで、耐震までは踏み込んだ書き方にはなっておりません。

過疎でやる場合は確かにこうかもしれませんが、その他どのような手法があるかを再度検討させていただきたいと思います。その中で有利な補助等を導入してですね、耐震等については今後調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

だいぶさっきから言う、検討したいとか先送りの話ばかりやけどよ、これ現にそこにおって、消防についてもよね、計画的にやりようがですよ。鈴だけ残らすわけにいかん。あこも浸かるがじゃ。

だから、消防の施設も診療施設もやらないかんがです。それが検討じゃ何じゃ言うけど、いつまでこれ検討するがですかね。何で速やかに取り組めんがですか。

辺地産振事業、国においてはそうやっているんなことを構えてくれちゃうがですよ。それをやるやらんは、地方自治体の責任ながや。こんなに困った困った言いゆうのに、いつまでこれ検討するつもりですかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

鈴の診療所についてお答えさせていただきます。

先ほども答弁で申しましたとおり、消防屯所との合築であります。消防屯所の方は、消防車両の方は鉄骨の建物になっております。鈴の地理的特性から言いますと、海岸線に住家が密集してしまして、どうしてもその浸水エリア外に行くとなると鈴地区から遠く離れた上部の方に移動しなくてはいけなくなりますので、その状況を分団等に確認しましたところ、現地のままでその移送手段を確保したいということでしたので、今のところ具体的な建て替え等はないのが現状であります。

この下にあります診療所につきましては、建て替えるのであれば現在の集会所の辺りがいいのかなとい

うふうには思っておりますが、そこについては浸水エリアですので、今のところは建て替える位置は遠く離れたとこしか高台はありませんので、現時点ではその具体的な方策は持ち合わせておりません。

ただ、来ていただく患者さんの安全を確保するという点については町が進めていかなくてはならないと思っておりますので、今後、その高台移転も含めて調査させていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これ、いつまでにやるという話聞きゆうがよ。

それと、これね、医師、それから職員。患者がそこへ入るがですよ。耐震補強ができんような建物の中へいつまで入らすわけ。

当然医者がよね、そこへ入ってぎっちり座っておられますわねこれ。

それから、その伊与喜の方も、汲み取り方式とか何とか言っただけど、私も現場見てないのでよく分からないけれども、これが衛生的にどうなのか私はよく分からないのでこれ以上突っ込んだことはよう言いませんが、水洗化にはなってるんでしょうねこれ。

以上です。

ちょっと質問します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは再質問にお答え致します。

鈴につきましては、まずは耐震診断が必要かと思えます。それについては、できれば本年度中の補正予算か何かで対応してやりたいというふうに思ってます。費用的にも、それほど掛からないのかなというふうには思います。

それと、伊与喜の衛生施設、トイレのことですけれども。私が現地を見ますと、和式のトイレの上に洋式のポータブルを乗せた簡易なものでありました。水洗ではありません。でしたので、ここについては衛生的にも改善する余地があるかと思えますので、先ほどの答弁でも申しましたとおり洋式の簡易水洗の方に、できれば変更したいなというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

できれば、とかいう言い方をするわけね。できればと。それ、やらないということの裏返しや。そこをね、テレビ見ゆうがですよ、みんな。これ、町民は。

だから、そのへんはやっぱり住民の方もよく見ちょってくださいねこれ。何が言いゆうかいいうことを、ここで。

次いきます。

10 番の、合併協定に規定している佐賀町医療問題検討委員会はいつ条例提案するか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の10番、合併協定に明記している佐賀町医療問題検討委員会についてお答えを致します。

本件につきましては、去る3月議会においても質問がされ答弁をしているところですが、合併協定書に新町においても設置すると明記されているにもかかわらず、合併後16年余りが経過した現在においても設置されていないのが現状であります。このことは、担当課の認識不足であると反省をしているところであります。

このことを受けまして、4月に、住民課、健康福祉課と当課の3課による第1回目の検討会を開催致しました。そのときに、今後の方向性等について協議を致しております。

方向性と致しましては、黒潮町全体の医療問題を検討する場とし、町内の民間医療機関の関係者も含めた委員会とすることを基本に確認をしております。条例だけを作るのであればそれほど時間は要しませんが、調整が必要な部分が多く、現時点ではいつまでに提案する、というような具体的なことは申し上げられないのが現状であります。

従いまして、前段の答弁でも申しましたとおり、本町の最上位計画である総合戦略、その中の福祉基本計画に沿った形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

この問題は福祉言うけど、これほんとは医療やないが。

どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今現在は、福祉と医療は切っても切り離せない関係にあります。

その中で、医療、福祉という観点から、この医療問題についても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

今問題になるのは、在宅医療で係ってくるのは、医療、介護、福祉。私、1番目に質問したのも、医療、介護、福祉の観点から発言したがですけど、そのへんはやっぱりね、きちっと考えてもらわないかんね、これは。行政に。

それから、次いきますよ。

11番目ですね、佐賀町健康管理対策条例はなぜ提案しないのか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、1の11番、佐賀町健康管理対策委員会条例についてお答えをさせていただきます。

本条例につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定により、町長の諮問に対し審議、答申する機関として、合併前の旧佐賀町が昭和58年9月に制定した委員会条例であります。

この条例が規定する委員会への諮問内容と致しましては、1番、保健衛生行政の基本方針、2番、保健管理体制の樹立、3番、保健思想の普及徹底、4番、その他町長が必要と認めるものの4つを明記しておりまして、委員には、町内医療機関の医師や関係行政機関の職員、学識経験者や町の職員らで構成しております。

この委員会条例は合併協定書への記載はありませんが、先ほどの医療問題検討委員会の答弁でも申し上げたとおり、まずは3課による検討会の中で協議したいと考えております。組織的には医療問題検討委員会よりは上部の、大きな組織になろうかと思います。

いずれに致しましても、町の総合戦略の中の福祉基本計画との整合性を図りながら、実施については判断したいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

本件についてもですね、この審議会とか協議会とかいうのは、要するに町長が作った計画に対して横方向から、それが妥当なものかどうかいうことをチェックする、そういう働きを持ってもらう機関ですので、早くですね。黒潮町、医療は一生懸命やってますよ。特に、コロナにかかっても一生懸命やりゆう。だけど、それを横からチェックする機能がどこにあるかなと思うて考えゆうですけど、こういうのは正しいと思うてこうやりゆうけど、それは正しいけど、それを横から見て、それがまさしくええ方向へ行きゆうないうことを見ていただくためのものですので、早くこれをつくっていただくように、この場で重ねてお願いしておきます。

それから次いきまして、次、2番目ですね。やっと2番目へ来まして、あと少のうなりましたが、時間が。

町内産材の活用についてですね。

住宅建設に町内産の木材を活用するとさまざまな効果が期待できる。町の振興のためにも財政支援をすべきと考える。

姿勢を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは矢野議員のカッコ1、住宅建設に町内産の木材を活用するとさまざまな効果が期待できる。町の振興のためにも財政支援をすべきと考える、のご質問にお答えします。

町内における住宅建設への町産木材の利活用につきましては、一例としまして、本年度より発注を始めております町営住宅建築の構造部材など、設計仕様書に明記を行い、積極的にその活用を図っております。

参考までに、本年度の住宅関係の設計使用量につきましては、木造住宅9棟分の町産木材部であります、杉、ヒノキ、およそ161立米の計上となっております。

また、今後の町営住宅建設における実施計画につきましては、将来にわたり、およそ15年間の長期の計

画であり、今後、一定の町産材の消費、またその利活用につながっていくと考えております。

昨年度3月議会での一般質問答弁書と重なりますが、黒潮町における町産材利用に係る補助金への新たな制度設計につきまして、本年度の事業計画に乗せるべく、現在、最終的なハードルとしまして、地元の工務店さんや大工さんでの町産材の取り扱い認証制度の中身や、実際の補助金申請関係における事務的な流れ、また提出される書類の簡素化も踏まえながら、関係者との協議を現在早急に進めているところであります。

議員ご質問のとおり、今後、こういった各個人に対する新規の取り組み事業におきまして、町産材が積極的に使用されることにより、町内林業の持続的な発展や地域の活性化も促進し、また、併せまして建築業、建設業など、他の産業への経済波及効果にもつながっていくと考えております。

引き続き、新たな施策につきましては、林業全体の状況を踏まえて十分に検討しつつ、スピード感を持った制度設計を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ、スピード感を持ってお願いします。

次の3番、治水対策へ移ります。

伊与木川の治水対策は、可動堰にすることが必要。発電所建設に際し、高知県、渡川水力発電等との契約があり、現状を踏まえ共に課題解決に取り組むよう要望すべきである。

姿勢を問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の3番カッコ1、伊与木川の治水対策は可動堰にすることが必要。課題解決に取り組むよう要望すべきである。姿勢を問うについて、お答え致します。

伊与木川の治水対策については、現在、管理者であります高知県幡多土木事務所において、河川改修やしゅんせつにより流下能力を上げる手だてを取っていただいているところです。

令和3年度は伊与木川の左岸、藤縄地区におきまして、延長20メートルの河川改修を施工いただいております。当箇所につきましては、全体延長194メートルを計画しておりますので、本年度以降、残りの174メートルを順次施工いただく予定となっております。また、伊与木川の黒ノ川地区におきましても、本年度より河川改修の用地測量に取り掛かる計画がございます。

河川のしゅんせつにつきましても、昨年度、伊与木川の佐賀地区をはじめ11地区において施工いただき、本年度も引き続き施工いただく予定となっております。

ご質問にありますように、治水対策として可動堰にすることは有効な手段の一つではないかと考えます。現在、伊与木川に設置されている頭首工は16あります。また、同じような構造物として動流堤が1つあります。頭首工とは、主に農業用水として利用するため、河川水位を高くするための構造物であり、治水対策とは反対の性質を持つものであります。伊与木川に設置されている、現在使われている頭首工がいずれも固定式の頭首工となっているため、可動式の堰にすることにより、洪水時には河川断面を阻害することが軽減され、流下能力の向上につながり、治水対策の手段の一つとしては有効ではないかと考えます。

しかしながら、どの程度効果が見込まれるものか現時点では把握できていないため、他の市町村での事例も参考にしながら伊与木川の実情や条件に合うか検討し、また、他の方法との比較検討も行い、十分検討をした上で伊与木川の治水対策を管理者であります高知県に対して要望していきたいと考えます。

国道 56 号の不破原地区では、冠水による通行止めも現実には起こっております。要望に当たっては、国からも後押しをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

誤解があるといけませんので、ちょっと説明をさせていただきます。

四国電力の発電所におかれては、昭和 12 年ですか、高知県で一番大きい規模の発電所として造られた以来運営されておまして、さまざまな税金などを頂いております。

その中で、あの道に、馬地、川奥を通っておる道につきましても、あれは元は発電所建設のためにかわる道を造ったのが元でございます。で、これはですね、最近の CO2 対策に絡めても大変自然に優しい発電所、エネルギー源でございます、日々感謝して使わせてもらっております。特に石炭火力とか、あるいは原子力、この前については風力とかいろいろな課題がございますので、いつまでもこの発電所を運営し、環境にやさしい電力として、私は共に守っていく必要があると考えております。その中で、先には家地川からこの放水口辺りまで、環境のための桜など植えてはどうかというような提案も、発言もしたわけでございます。

それですね、現在ある放水路とか周辺にある頭首工、あるいは河川堆積土砂、それからその下流にあります橋、これは 42 年に架け替えしておりますね。それからその下へ、またさらに堰なんかがございますので、これは地域一体となって環境を守りつつ住民の生活を守り、かつ、国道なんかを通過される方々のためにも、利用する我々のためにも、その治水対策を進める必要があると、こう思うわけです。ぜひですね、本腰、力を入れて取り組んでいただきたいわけでございます。

で、可動堰には確かにお金も要りますが、先ほど答弁があったのは、よその例とかいう話も聞きまして、それは必要でしょう。ただ、一番簡単にいくのは、よくシミュレーションということを言いますが、ほかの事業をするときにはこのシミュレーションでやってますね。模擬試験ですかね。それでやれば、黒潮町としてその治水はどうなるのか、答えがすぐ出ると思います。早速ですね、今年もまた 9 月までにも大きな雨が降るやも分かりません。昨年も大変な雨でした。住民が困らないように、ぜひ速やかに取り組んでいただきたいわけですが。

町長、これはこの前のがでもよね、これ去年の 6 月議会ですか、水利権更新について窪川町の方へもお礼に行ったと。また、人的な交流も含めて深めていきたいという答弁をいただいておりますが、これも併せてですね、答弁をいただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

大きく 2 つのことについてご質問を受けたと思っております。1 つは、頭首工から可動堰に替えた場合のシミュレーションをやってみてはどうかというご提案と、それから、家地川発電所の関係で水利権の間

題等もあるので、四万十町家地川との交流についてだと思います。

まずはシミュレーションのことでございますけれど、やはり、かつて南海トラフ大地震のときにどうなるかというシミュレーションを作ってきました。かなり高くつきました。確か5、600万ぐらい要ったんじゃないかと思います、そのときは。だから、かなりシミュレーションを作るにも費用が発生するものでございますけれど、その件につきましても、川を管理する県の方と要望、協議をしていきたいと思っております。

それから、家地川ダムの関係の水利権の件、おかげさまで更新できましたけれど、これからも隣の四万十町、そして四国電力とは親しくお付き合いして、この周りの環境維持に尽くしていきたいと思っております。

特に議員おっしゃられたように、脱二酸化炭素の社会において、水力発電は非常にクリーンなエネルギーでございます。仮に、四国電力が家地川ダムで出てる電力を全て当町で使わせていただくことができれば当町は全てクリーンなエネルギーでできる状況でございますけどなかなか、要望はしましたけれど、四国電力の方がそういうふうにはさせてくれませんでした。

それはそうとして、こういうふうな今の社会に合った発電施設ですので、町としても大切にしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長の姿勢は、考え方は分かりましたので。

ぜひですね、電力だけだとか、町だけだとか、県だけがとかいうことではうまくいきませんので。あの頭首工についても放水口に接しておりますので、何らかの影響があるわけでございます。

で、その放水口の出た所にも、非常に土砂がまた堆積しております。こういうことはですね、いつも住民の方が困ったという声があって物事が動く、ではいかんがですね。浸かることになりますので、水が。それは管理する機関が、住民がいちいち言わずとも管理をする機関がその管理責任を果たしていくという姿勢が必要でございますので。そうしないと立ち遅れるわけですね、何年も。だからね、速やかにその治水対策に取り組んでいただきたいわけですが。

これはあれでしょうかね、そういう関係の関係者、管理する責任のある所との協議とか、会議とかいうものを立ち上げるとかいうようなことは、町長、ございませんか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 12 時 01 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

伊与木川全体の管理のこのようでございますので、やはりこれは県の方の管理になりますので、町と

してこの管理者あるいは川の受益者全体の協議会、そういうものをつくる計画は、今のところ町としては持っておりません。

ただ、頭首工というのが農業用の目的で作られておるけれど、河川の管理上ではやはり災害の原因になる構造をしておりますので、そういうものと、いわゆる可動堰の状況、そのいいところと悪いところがありますよね。そういうところを総合的に判断して、県には意見を申し上げながら協議をしていきたいと思えます。

実際、伊与木川の氾濫によって町の災害は起こってるわけでございますので、そのへんは伊与木川の管理の方法で意見も申し上げていきたいと思えます。

ただ、管理の方法は頭首工、可動堰のこと以外にも恐らくあると思えますので、さまざまな方法をもって伊与木川の管理が適切に行われるように、県に意見を申し要望していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

山に降った雨水が流れ流れて海へ行き着くわけで、その間には、山の開発、田畑の開発、国道、県道、林道と町道等ございまして、私たちの暮らしを守るために必要な施設を造っておるわけですが、そのために、しかし割合、水の流れる時間が早くなりまして、それらを含めての話になりますので、県だけに言うてもなかなか難しいところがあるかと思えます。

そこらを踏まえてですね、町長、もうちょっとワンランク上げた治水対策。何もこれ佐賀だけやないですよ。大方も広い間があるもんで、多分このまま開発が進んでいけばね、水のこの水位というのがは一気に上がるようになると思えます。で、それらを踏まえて、小さい所で押さえていくんじゃないに、トータルとしてその治水をどうするのかいうものを含めたことが必要になってくると思えますので、それはまあこれからの課題ですが、県だけというようなことに限らず、広い位置に立って見てもらいたいと思えますので。それは要望として発言致します。

それでは次の4番の、国道56号の強靱化についてですね。

自動車専用道（命の道）は住民などの協力の元に工事が進んでいる。しかし、佐賀北部は、観光、行政、診療所、避難所などあるが、災害時を含め西方向の利用が全くできない。唯一の幹線国道56号は荷稻不破原間の地形が急峻（きゅうしゅん）で、土質が軟弱、かつ、線形が大変不良である。国道56号の強靱化を急いで行うべきである。

姿勢を問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の4番カッコ1、国道56号の強靱化工事を急いで行うべきである。姿勢を問うについて、お答えを致します。

国道56号の強靱化は、災害時における迅速な避難と発災直後における救急救命活動、早急な復興活動に大変重要なものと考えております。被災個所が減少することにより、大規模災害時における道路啓開時間にも大きな差が生まれるものと考えます。

国道56号について、国土交通省中村河川国道事務所では、道路に接したのり面や斜面などの防災点検に

ついて、平成8年度の総点検以降、毎年定期的に実施しているとのこと。また、令和3年度からは航空レーザー測量データを活用し、微地形や集水域等を詳細に把握した新たな道路防災危険個所の抽出も行っており、引き続き危険個所の抽出を継続し、緊急性が高いと判断された個所については防災対策を実施していくとのこと。黒潮町内では、昨年度、横浜と白浜の間において、のり面対策の工事を行っています。

南海トラフ地震等津波の恐れのある災害が発生した場合、佐賀地域における災害対策の拠点となるのが、拳ノ川の保健センターとなります。また、避難の拠点となるのが伊与喜小学校周辺となり、災害対策の拠点と避難の拠点を結ぶのが国道56号であり、議員の質問にあります荷稻不破原間がまさにこの間に含まれます。そういったことから、佐賀から拳ノ川をつなぐ国道56号の重要性を強く感じるところであります。

現在、小黒ノ川地区において視距改良事業を行っており、来年度からは本格的な工事に移り、一部ではありますが改良がなされます。

ただ、線形不良個所や災害危険個所についてはほかにもありますので、引き続き改良の要望をしてみたいです。

また、高規格幹線道路につきましては、整備基準も高いことから災害に強い道路であります。拳ノ川佐賀間が一刻も早く供用開始となるよう協力していくとともに、災害時等特別な場合には拳ノ川インターチェンジないしその周辺において、佐賀方面への乗り入れや、佐賀方面から降りることを可能としていただくよう要望をしてみたいです。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

国土交通省においてはいろんな調査をしてくれようということですが、路面にはよね、縦断方向で亀裂がずっとあるわけですね。それは、その辺の地形が弱いという表れがよね。だから、調査だけではいかんがよ。その亀裂が入らんような対策を速やかにしてもらわんとよね、今度確率9割になりましたかね、南海地震が来るのが、40年以内に、10パーセント上がってますよね。だから、この間をやらないとどうしようもないなど。

何もこれ、現在は自動車専用道路が通れないんでね、今、明日来るかも分かん。けんど、ここにおける幡多の人も全然通れんなる、そこは。何も、佐賀の人だけが通れんというわけでもないんで、速やかにそのへんの心配がないように、亀裂が入りゆういうところは路面を見れば分かるんですよ。それは弱い所、その亀裂は。だから、それはもうきちっと強化するようにですね、強く要望をしてもらわないかんと思いがすがね。

次へいきますよ。5番の合併協定項目についてですが、やっと最後に来まして。

地元説明会資料 1、合併協定項目に活動基準原価計算の導入とありますね。合併事務の混乱から業務が一段落したところから、活動基準原価計算：ABCの実施を検討すると規定していますが、いつ実行しますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、活動基準原価計算の導入についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問の本件に関しましては、協定項目で委員提案事項として位置付けられておりまして、これは

協定項目の22項目の合併における事前に協議をしなければいけない事項とは別に、大方町・佐賀町合併協議会の委員より提案があった事項であると認識しているところでございます。新町において宿題として委員より示され、調整事項としては、合併初期の混乱が一段落してから検討するとしております。

この活動基準原価計算はABCとも言われ、アクティビティ・ベースド・コストイングの頭文字を持った略でございますが、民間企業におけるコスト管理の手法の一つであります活動基準原価計算を行政サービスに当てはめ、行政コストを視覚的に把握することによって、町民への説明責任と効率的な業務改善に資するため、行財政改革を進める上で導入してはどうかというふうに受け止めております。

活動基準原価計算の検討につきましては具体的な記録はございませんが、業務改善等の協議の中、まち・ひと・しごと創生委員会での検討を経て、地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの処方せんを示す総体的な事業推進、評価の手法として毎年度の取り組みを取りまとめました黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランが平成29年度から策定されたものと認識しております。

その後は、本町が将来の人口減少克服、地方創生を達成するために特に重要な産業の分野に加えて、福祉、教育、防災の4つの領域についてそれぞれ基本計画を定め、黒潮町総合戦略として平成30年度に策定し、各種の施策に取り組み、その取り組んだ事業に関して、実施すれば終わりということではなく、しっかりと点検、検証し、そこから見える課題を整理し、より効果の高い施策に磨き上げをしていくよう努めております。

その流れが、現在のPDCAサイクルにつながっていきまして、現在は夏場に行われます事業計画協議によりまして前年度の取組実績を振り返り、翌年度予算編成に向けた課題を町長と協議する場を設け、その協議に基づいた取り組みが次年度の予算編成にしっかりと接続されるよう見直しており、予算編成過程におきましても、総務課長、財務係長による査定を導入して、財政の責任者が査定を行うという事務レベルから財政の適正化を図ることとしております。

また、総合戦略に位置付けられました施策や事業を実効性のあるものとするためには、目標に向けた進捗（しんちよく）状況を管理するとともに、毎年度の取り組みを振り返る機会が必要であるため、年度当初に前年度実績と当該年度の取り組み内容や改善点をまとめたアクションプランを策定することとしており、アクションプランでは、施策単位での進捗（しんちよく）状況を文章にて記述したものと、事業計画に取り組み実績等を追記したものを組み合わせて取りまとめることとしております。

今後も総合戦略におきまして、施策ごと、事業ごとの成果に着目しながらしっかりと進捗（しんちよく）を管理し、必要に応じて事業の見直し、あるいは新たな施策や事業の積み上げを図っていく必要がございます。そうした見直しによる息の長い取り組みがあつてこそ、将来の人口減少問題の解消につながると考えております。

引き続き、地方創生に向けてしっかりとPDCAサイクルを回しながら、前年度の評価、分析の結果を翌年度の事業計画、事業見直しにしっかりと反映しながら、財政規律も意識した予算編成へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

何かよう分からんですけど、これいつ実行するかいうがやけど、もうやりゆうということなんですか。

それはどういうことでしょうかね。

まち・ひとの関係については、評価してABC ランク付けしちよったというのは覚えてますけど、全てのもんやりゆうわけやないですね。特定の分野についてやりゆうがですね。それが過去に何か一度、ちょっと頂いたような記憶はしてますけど、最近いつ頂いたか私も記憶にないので申し訳ないが、そういうことと。

それから、黒潮町政策事務事業評価実施要綱いうもんも、これ20年に作ってますわね。これは訓令なんですけど、こういうのでやりなさいという。これは、そのへん等の整合性と言ったらいいんでしょうか。そのへん等、どうなってるんですかね。よう分からんですけどね。このABCの関係と、まち・ひとの関係と、それから今言う政策事務事業評価実施要綱というものもあるんですが、それはどういうふうなことになっちりますろうかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどご質問がありましたABC評価ということに関しましては、地方版の総合戦略で位置付けた中で国の創生交付金を活用した事業に関して、その中で事業評価を実施するに当たりABCとして評価したことがございます。それが議員がおっしゃられる、以前やられたABC評価ということになるかと思います。

また、ABC評価といったものは、先ほど言いましたように活動基準原価計算の頭文字でもってやる手法でございまして、この手法に関してのメリットとしては、より正確な原価を計算できるとか、事業に貢献してない価値のない活動が明らかになるとかといったようなことがメリットであるというふうに捉えられています。

ただ、これまでこの評価に関して実施するというのではなく、先ほど言いましたように、黒潮町では総合戦略の中でそういったことをしっかりこれからやるべき目標を定めた中で実施していくということで、先ほど言いました創生基本計画から、福祉、教育、防災といった計画に落とし込みをしながら、それを毎年度、どういったことをしていくといったことを事業計画の中で聞き取りをし、それを予算化していくと手法を取っております。それに関して実際に見直しをして、次年度からまた新たな施策に落とし込むということをしているので、現状では、この活動基準の関しての検討ということは考えておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

妙に分かりにくいですね。

これ、評価をしないというのは法で規定されたはずですが、ただ、何について評価をするのかという部分については私もちょっと記憶にないので。それは自分たちだけで抱え込んでおる評価なのか。

広く、100 億のお金というのは町民のお金なんですよ。それが、効果があるかないかということを知る権利というのは住民にあるわけです。それをどういうところで皆さんにお知らせしていただきゆうのか、何かちょっとよう分かりにくいもんでね、だからそのABCにこだわるかですよ。このABCに。合併協のときの約束事に、どうしてもそこへ返っていく。私の思考はそうなる。

だから20年にその評価の要綱作ってますけど、それらとの整合性いうものがまあこれまた、ちょっとま

た分かりにくくなるんで。必要があって作ったものやと思うんで、そこはちょっと分かるように。

どうなってますかね。全てのものを評価していきゆうわけですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

ちょっと分かりにくい説明で、申し訳ありませんでした。

総合戦略においては全て全体、町の施策としてやっていくものについて整理をして実行しているものでございます。

あと、財政的な部分に関しましては、財政健全化基準比率とか、そういったものに関して適正にやられているかどうかといったことは、9月議会等でも議会の方でもご報告をし、どういった形で町の財政が運営されていくかといったことは説明させてもらっているところであります。

そうした内容を確認をしながら、必要なものは再度継続をしていく。またその中で、今後、施策として必要のないものは廃止をすると。そういったことをしながら、先ほど言った戦略に向けた形のより健全な財政の中で進めていくといったことで、今後もこれまでも考えてきているところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

全ての項目にわたって、それをやりゆうわけですかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

予算に関しては、全ての項目でやっております。

内容については全て、その健全化に関してご説明させてもらっているところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

確認ですよ。

評価がABCやったかね、Dまであったかね。それもやりましたかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

その評価に関しては、全てではございません。

創生の交付金に係るものに関しての評価をしていて、全てということではございません。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

だから、そこでちょっとくるりっとうされよったわけね。

私は全てのものをやる必要が、100 億と言った。町民がどの点について興味をお持ちか、分からないわけですね。住民は。だから、担当が興味のあるところだけ挙げて ABC いうてやっても困るわけよ。

だから住民が、お金は住民のお金ですよ、ええですか。住民が、それぞれの分野分野において興味のあるところが違うと思うんですよ。それぞれ。だから、それらを踏まえてどういう形で評価をしていくのか、それをお聞きしゆうがですよ。皆さんが一生懸命仕事をやったことを評価していくわけやから、これはね、一生懸命やってええ成果が出たとかはね、町民に発表したいし町民も知りたいわ。だけどいま一步、ちょっと力が足りったなという部分もそれは中にはあろうかと思うんですけど、それはそれでね、次にまた頑張ればええ話やから。その評価ちゅうのはそういうことやと思うんですよ。

で、やったことはやったことで頑張ってやりゆうがやき、それはちゃんと見せた方がいいし、見せる必要があると思いますね。町民に対して。住民のお金ですので、そこらあたりは。自分のやりたいとこだけ評価してもいいませんよ。

どうです。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

自分のやりたいところということではなくてですね、先ほど言いましたように、総合戦略の中で立てた項目に関しては全てに対してやっています。

先ほど言った ABCD 評価としたということに関しては、まち・ひと・しごとの中の交付金に係る部分に関してやってるものなので。これも抽出してやったということではなく、その交付金を頂いているものに対しての評価ということでやっているものです。

それに対して、全体をこういう形でやるかという、またそれにはやり方とか、そういったものに関して考えていく必要はあると思いますけども、個々で何らかできる部分はあったとしても、全体の中で活動基準的なところの評価をしていく、検討していくということは考えていません。

ただ、言ってるように、これから事業を進めていくに当たっては、財政としてどのように考えていくか。なおかつ、それをやるためにはどういった手法が必要か。総合的なことを考えながら、また、それを再度評価もしながら進めていきたいというふうに考えています。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

こだわるのはね、先ほど、前の方で言った特別会計へ返るがですよ。特別会計へ。だから、そのへんはどうなんですかと。

特別会計のときも言いましたけど ABC、後で言いますけどいう話したんですが、情報を住民に出すときにはやはりそれらを踏まえて、特別会計は何であるのかということ踏まえて、特別会計にどういう予算を組んで、その成果がどうであるのかいうのはね、そこを分からす必要があると思うんですよ。

だから、今、大きなところで ABC だけ言うのではなく、その特定の会計について、そこを集中して。1 つだけ絞って言うと、住民は誤解を持ちかねないことになる。で、情報の出し方によって答えが変わる。受ける方の考えが変化していく。だから、情報の出し方は公平にせないかん。そういうことを言ってるわけで。

今後、そのへんをどのように踏まえていくのか。作った計画は変更ができますね。変更ができるんですよ、全てのものが。法律でも変えろうと思ったら変えられるわけで、変えていきよう。黒潮町が作った計画であっても、それは変えることが可能なわけです。

で、そういう各会計ごとにどう評価をしていくのか。そこを1点、お聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

矢野議員が言われたように、それぞれ事業の中である一定、そういう指標を用いて評価しなくてはならない部分はあると思います。

先ほどから言われている活動基準原価計算に関しましても、町全体ということになりませんが、一部分とかそういったことに関してコスト管理をする部分に関しては有効な方法だといわれておりますので、これに限定するわけではないですけども特別会計、いわゆる一般会計も含めていろいろそういったことで分析する中で、この手法が有効であればということであれば、そういったことも検討していきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

有効であれば、いうのはちょっと困るんでね、有効であればというのは。有効でないという判断が、そこに働くわけよ。

だから、有効であるか、ないかの判断は誰がしますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、私の方から、矢野議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、通告書に基づくABCの活動基準原価計算のご質問と、まち・ひと・しごとの中のABCDの評価とは少し話が別でございまして。

当初、合併協議会の委員会の中で、ある委員さんから提案されたところがきっかけなんでございますけれど、民間におけるアクティビティー・ベースド・コストイング、その後アクティビティー・ベースド・マネージングに変わることが多いんですけど、さらに進むとタイム・ドリブン・アクティビティー・ベシック・コストイングとかに変わってくるわけですけど。要するに、効果的な作業の仕方。費用対効果のことになってくるわけでございますけれど。ほんとのABCの場合、よく使われるのが図書館の例でよく使われます。図書館で本を住民が借る場合に、一体幾らコストが掛かるかというときにABCの理屈が使われて。図書館の予算というのは、施設管理費、人件費、そして図書館購入費というような形で組まれておるわけでございますけれど、そういう組み方であつたら、1人が1冊本借ったときにどれぐらいコストが掛かるか分からないということになりますので、そういう見方じゃなくて、図書館の閲覧するのに幾ら費用が要って、そして貸出に幾ら要って、返却に幾ら要る。そして、さらに本をうっかり忘れて滞納すると、さらにお金が幾ら要る。そういうのを合計して1冊本借るのに幾らというふうなのが、ABC評価の分かりやすい例でございます。

最近、当町でやった事例にそれに似た例というのが、3月議会のときに全員協議会で少しご説明させていただきました、町の証明書の郵便局での交付の件でございます。郵政省の方針によって少し変わってきたことを言われまして、従来のコスト、郵便局の証明書を出すのに幾ら掛かるかという計算するときに、初期購入費とか固定費とかいうものを計算していくと、1通の証明書を出すのに1万超すという結果が出ましたので、それはちょっと費用対効果の面で問題があるので、今後、コンビニ交付とか、あるいは支所での発行できないか。そういうことを今後検討していくというような説明をさせてもらいましたけれど。いわゆるABCというのは、そういうふうな使い方でございます。

ただ、図書館の場合の例を取ってみてもですね、すごく利用を増やすためにはベストセラーだけそろえてどんどん貸していったら、利用者は確実に増えます。もっと言えば、コンビニなんかを使ってどんどん貸していったら、もっとどんどん利用は増えると思いますけれど、一方では図書館法というのがありまして、図書館のあるべき存在意義、そういうところがございます。これは図書館に限らず、さまざまな福祉施設にしても医療施設にしてもあるわけでございますので、一つのコストだけで評価できないのが行政の業務で多くありますので、総合的にABC評価だけで全ての行政がやってる業務を分類し切るとするのは非常に難しいと思っております。

従いまして、今、町は特にこれから力を入れようとしているところは、そのプロセスですね。作業の過程、行程、あるいは活動の手順というものをもっと効率化できないだろうかというふうなことを今考えておりまして。それ以外はデジタルトランスフォーメーション、デジタルを使った業務の改善というふうなのをやっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

もう5分になりました、すみません。

それは誰が評価しますかということやったね、わしが課長に聞いた。課長が答弁したことに対して、その評価は誰がしますか、決めますかということやったね。誰が、いうところを聞きよったがよね。評価が効果があるなしを考える、これはそのABCのAとするとか、これはBにするとか、それはそこへ挙げていく予算項目、事業項目とかそれを当初やっていて、誰がその後を決めていきますかという、そういうことやったね。何か決めるという話やったね。だから、その決め方はどうなんですか、誰が決めますか、ということをお聞きしたがですよ。

ちょっと今の町長は何か片仮名でね、これはちょっと困りましてね。最後のトランスフォーメーション言われたけど、これはね、なかなか困りますよ。分からないので。トランスフォーメーションを決めるということですかね。わし、よう分からんですよ。

そこ、もう一点。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

失礼しました。肝心なところをお答えしてなかったようでございます。

最終的には事業計画協議で、最終的に予算まで判断していくのは町長でございます。それを議会に提案させていただいて、承認をいただくという手順になろうかと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

あと 4 分を残しまして、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13 時 45 分まで休憩します。

休 憩 12 時 37 分

再 開 13 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

3 番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問に早速入ります。

今回は 2 つの質問を用意しておりますが、午前中の執行部の答弁の方、何かこうちょっと長いような感じを受けておりますので、簡潔な、しかも明瞭で、私の意図とするところの答弁の方、よろしくお願い致しますして始めたいと思います。

まず初めに、耐震化対策についてであります。

34.4 メートル、この津波高想定を受けまして、黒潮町はこれまでも他の自治体よりもはるかに上回るスピード感を持ちまして対応策を取ってきたと思っております。

このことは、自他ともに認めるところであろうと思っておりますがですね、しかしながら実情といいましか、実際はですね少しずれといいますか、そういったこともあるように感じております。

以下のことを、町としてどのように考えているかを問いたいと思います。

カッコ 1 と致しまして、避難路、避難道沿いの危険性の高いブロック塀や老朽住宅の除去、改修工事等の現状と、今後の計画はどのようなものとなっているか問う、としております。

今も申し上げましたが、これまで黒潮町はほんとスピード感を持ってですね、避難タワーや避難路の整備、耐震化対策などについて、ほんと昼夜問わずというか、力を入れてきたように思います。また、このことは町民の方もですね、高く評価をしておられるところであろうと思います。

現町長の松本町長が情報防災課長であった折、そして、その後任に徳廣情報防災課長に代わられて現在、村越課長の方で引き受けて前向きに前進を試みていただいておりますが、町民の高い評価はあるにしてもですね、ブロック塀、そして老朽化住宅についてはですね、まだまだ 100 パーセントということではございません。道半ばであるようにも思っております。南海トラフ地震への備えとして、午前中の矢野昭三議員の発言にもありましたが、40 年以内に 90 パーセントへ、確率の方も上がっております。いわば、待ったなしの状態が続いておろうと思います。

黒潮町としての今後の方針、計画について問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、避難路、避難道沿いの危険性の高いブロック塀や老朽住宅の除却、改修工事等の現状と今後の計画についてのご質問にお答え致します。

黒潮町地域防災計画で、避難場所へ通じる一般国道、県道、町道等は全て避難路に指定します、としております。そのため、町内の避難路沿いの危険なブロック塀や老朽住宅、耐震改修工事が必要な住宅は相当数あると思われます。

危険なブロック塀の数は把握できておりませんが、黒潮町ブロック塀等対策推進補助金として最大 30 万円の補助事業を実施しており、令和 3 年度は 7 件の実績で、補助事業を始めた平成 24 年度からの 10 年間で合計 165 件の実施となっております。

老朽住宅除却については、黒潮町老朽住宅除却事業補助金として、100 万円を限度額とし除去工事費の 8 割を補助しており、令和 3 年度は 23 件、補助事業を始めた平成 24 年からの 10 年間で 104 件の実績となっております。

固定資産台帳より算定した耐震改修が必要な家屋は 4,365 件あり、現在の耐震改修工事率は 54.6 パーセントとなっております。

住宅の耐震改修工事につきましては、黒潮町住宅耐震改修工事費等補助金として、最大 110 万円の補助を行っており、令和 3 年度は 148 件、補助事業を始めた平成 18 年度からの 16 年間で 973 件の実績となっております。

計画と致しましては、ブロック塀等の除却や耐震改修工事については黒潮町総合戦略にて定め、その取り組みを実効性の高いものとしていくため、毎年度アクションプランを策定し、事業の実施状況等の効果の把握に努めております。

また、老朽住宅除却につきましては、今年度におきましても 2,000 万円の予算計上をしております、5 月から募集を行い 13 件の申し込みを受けております。まだ予算に余裕がありますので、7 月初旬から第 2 次募集を行うようにしております。町ホームページや広報誌、制度案内のチラシの配布等を行い、各補助制度の周知を図るとともに、県の南海トラフ地震対策課や住宅課の協力の下、避難路点検等を行い、引き続き避難路等の安全確保を図ってまいります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

老朽住宅の方で、16 年間で 973 件言いましたかね。すごい数に力を入れていただいております。ブロック塀にしても 165 件言いましたかね。すごい数ですが。先ほども申し上げましたけれど、まだまだ着手できてない所、多くあるかと思えます。

これは手抜きではないですが、そのままにしておくわけにはいかない問題でありますので、今後もですね、町からのアピールといいますか、そういった家であったりブロック塀であったり、そういうのを所有者の方にどんどんアピールの方をお願いしたいと思えます。

できる限りの対策は取ってきたわけですが、今、件数については、ブロック塀等老朽住宅件数をお伺いしましたけど。

ひょっと、総額でええですが、その始まってからブロック塀への補助。補助事業への総額、老朽化住宅への補助事業の総額というのを今お持ちでしたら、ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

平成4年度の当初予算で、木造住宅の耐震改修の工事費補助金8,800万円、ブロック塀等対策費補助金300万円を計上しております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

単年度じゃなくて今までのその累積というか、その数字は、今、持ち合わせしてませんか。なければ結構です。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

令和2年度末までの補助金の決算額ではございますが、耐震改修工事に。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 55分

再 開 13時 56分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

失礼致しました。

木造住宅の耐震工事費補助事業の補助金の決算額、R2年度末で1億6,170万円、ブロック塀で、同じくR2年度末で630万円となっております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

申し訳なかったですね、突然の金額提示の要求しまして。

木造住宅の耐震化については1億6,170万ですか、多額の補助の方を受けております。

ただ、そのブロック塀の方ですね、お聞きすると、ちょっと少ないかなというふうな、まだまだ手が掛けられてないのかなというふうな思いですね。

これは、ブロック塀についてはですね、老朽化住宅もお住まいする、直接何というか体に影響するものですんで、本当、重要なことですけど。ブロック塀に関してもですね、避難路、避難道に関しては、避難の折の支障になるというふうなことで、住民の方、町民の方も避難できずに被災するというふうなことがあってはならないわけですので、もっともっと何というかね、人数をかけてというか。そういったいろんな方法を取ってですね、もっともっと進むように。かなりな数ね、まだブロック塀、危険なブロック塀、残っ

ておろうかと思います。ぜひ、その件はですね、続けて対応の方をお願いしたいと思います。

今、お聞きしたその件数だったり、金額の方が多いか、多い部分もあったり。今、言いましたブロック塀、少ないのかなと思ったりもするわけですが。

ここでちょっと確認なのですが。自分の認識不足の部分があって、要綱でみますと補助金のその申告には所有者本人の方が申告しないといけないというふうなこと。それと、工務店をご存じの方であれば工務店とかそういった業者さんをご存じの方であれば、その方が何かに委託というか委任をすることも可能のように、自分は受け止めちやうがですが。

高齢の方の中には、その工務店も知らないとか、代理人を選任できないというふうな方もおろうかと思うのですが、そういった方のお話とかはお聞きしたことはございませんか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

住宅の耐震設計と耐震改修工事、それからブロック塀の除却につきましては、今、議員のお話にもあったとおり代理受領制度というものを設けており、実施業者さんの方に直接町の方が補助金をお支払いし、依頼主である個人さんは、補助金から出た分の金額をお支払いいただくような制度を設けており、実施事業の工務店さんや大工さん等々は、この制度のことは町の方に登録されておる工務店等ですので、皆さんが周知しておるものと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

今の申請書の方なのですが、いずれもですね、見ますに代理人とかいう欄が見当たらないんですよね。その本人さんの住所、氏名であったり電話番号の欄はあるのですが。

やはり庁舎に、本庁舎であり佐賀支所であり、出向いて行けないというふうな方も中にはおろうかと思うがです。そういった方のためにですね、代理人の選任であったりそういった手続きを代わりにしていただける方を選任したり。

また、町の方からもそういう、先ほど契約の業者さんいますか、もおられるようですね、その方を紹介するとか。そういったことで、もっともっと進んでいくんじゃないかと思うのですが、そういった手だての予定もありますか。

また、ぜひやっていただきたいことなのですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

木造住宅耐震事業、補助事業を、診断から設計、改修工事というふうな流れとして 1 枚物のチラシを作成しており、耐震診断はまず、役場の方にご相談に来ていただき、こちらの方で申請等をしていただくというようなことになっております。

その後の設計、工事につきましては、診断をしていただいた設計士さんとか、お知り合いの工務店の方とか、そういう方にご相談していただくと、その方々が代わりに手続き等を進めてくれたりということで推

進を図っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長ね、今僕の申し上げたように、庁舎に来られないというふうな方へのお話を今しようもんで、そういった方のためにですね、先ほども言いました、繰り返しになりますけど、代理であったりしていただける方の紹介っていうふうなことも必要になってくるかが必然じゃないかと思うがですけど。

来られない、足がないっていうか。そういった方もご存じないとか。そんな方、中にはねおられると思うがですよ。そういった方をそのままにするわけにもいかんと思ったわけなんです。

そういったことへの取り組みはできないものでしょうかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

平成 26 年度から平成 30 年度までは個別訪問を行い、診断、設計、工事のお声掛けを各自にさせていただいておりました。その際に、個別訪問に当たった職員等々がお話を伺ってきていただき、その際に手続きをされた方もおられると思います。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、現在次の、例えば診断は済んだけど設計、工事の方に移られてない方で、議員がおっしゃるとおり役場の方に来れない方、そういう方も多数おられるかもしれません。

そういう方々に対しての対策、考慮というかそういうものは、今後どのように行っていくかということ、を町の方で検討してまいりたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

平成 26 年から 30 年まで個別訪問されたということなので、そのデータも残っておられると思いますので、その掘り起こしいいますか、再度ですね早急にやっていただいて、そこで所有者の方の意向もそこに載っておられると思いますので、それを反映させるためにもね、ぜひ、いま一度ですね、残っておられるであろうデータの方の確認と、再度の取り組みの方で、お願いしたいと思います。

それで、先ほど申告について町の広報じゃなくてチラシの方ですかね、で周知の方をされておられるということなのですが。この何いうかね、申告される方にとりまして、なに言うかハードルの高いものがあるってはいけないと思うがですよ。そのことが耐震化の対策の遅れにつながってしまうとこれはまずいわけで、まずくて意味がないと思います。できることはどんどんやって、やっていかなくてはならないと思いますので。

例えばですね、繰り返しになります。本当に申しわけないですけど。高齢の方のひとり暮らしでおられないときに、先ほど言っていた 26 年から 30 年の間のデータ、それによって自宅訪問の方をですね、ぜひ進めていただいたらと思います。庁舎で待つんじゃなくてですね、再度になって申し訳ないですけど、庁舎に来れない人は申告の方もできないわけで、始まらんわけで。

そういった自宅訪問的な町としての動きいいですか、それできませんかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

役場に来られない方への対応と致しましては、現在、ほとんどの方が設計士さんや工務店の大工さん等々にご相談して、その方が役場の方の手続きというものを、委任を受けてやっておられるような状況です。

また、設計までは済んだけど工事に進んでないというような方々へも、工事をしませんかというようなお手紙の方を出して、今後、件数を増やしていくというような取り組みをする予定にしております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

今言われたのは老朽住宅に関することであろうと思いますが、ブロック塀も同じですか。なら結構です。やはり、そういった方も知らないとか、かなり言うか、何軒かそんな方もあろうと思いますんでね、ぜひその掘り起こしの方をお願いしたいと思います。

それからですね、まあそれはぜひお願いします。抜かりのないようにというか、耐震化したいけどそこまでよう踏み切らないとか、よう最後までやらないっていうふうな方をなくすために、ぜひお願いしたいと思います。

それと、話変わりますけどね、それこそこの先ほど言った申告書の方を見ますけどね、自分は老眼が始まって眼鏡外したら見えんがですけど、あまりにも字の方も小さ過ぎ。フォントの字の大きさですね、フォントが小さ過ぎます。余白は十分あるのに、もう今までずっとこれだからこれっていうふうなことであろうかとは思いますが。何というか、サービスが悪いというか。住民の方に対してですね。情報防災に載っておられることに限らず全庁的な問題であろうかと思いますが。やはり、見やすい申請書であったり申込書ですね、そういったことへも力を入れて、もっとこう町民の方がとっつきやすいようなこともですね、簡単にできることやと思うがですね。これ多分パソコンでばーんてプリントアウトして、住民の方に出しようがやと思います。フォントなんていうたらもう、ぱっぱっぱっでいく話なんで。ぜひそれ、予算の方も関係しません。ぜひその部分ではですね、過剰サービスにはならんと思いますんで、ここはぜひ、すぐにできることをすぐやっていただきたいと思いますので、お願いします。

できますかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

申請書等の文字の大きさを変えるということは早急に改善し、申請者の方、それから町民の方が見やすい様式に変更するように取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

もう、うれしいご回答というか、答弁をありがとうございます。

本当ね、ちょっとしたことなですけど、そういったことで申請の方も増えることもあるかもしれません。住民の方が気が安まる部分もあるかもしれません。見にくいが無理に見るよりも、見やすいのをちゃんと出せるような、そういった方向をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

いろんなね、お仕事いうか課題持ってされておる中で、言うのは簡単ながですけど大変ではあるかと思いますが、ぜひですね、適宜、適切に行っていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。これで、カッコ1の質問の方を終わりたいと思います。

カッコ2の方に移ります。

カッコ2と致しまして、ブロック塀や老朽住宅の除去、改修以外についても、想定し対策すべきことは多々あるかと思います。今後の課題、対応策、どのようなものとなっているのか。また、新たな推進計画等があればお聞きしたいわけです。

簡単に想定想定って言いますが、想定するのは何にしても難しいといいますが、できかねることが多いわけで。でも、想定外のことっていうのはいつ何時起こるかも分からんわけで、そういった今までにない想定っていうものも必要になってくるんじゃないかと思います。

そういった意味で、新想定による計画等があればお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、ブロック塀や老朽住宅の除却、改修以外の対策や今後の課題、対応策はどのようなものとなっているか。また、新たな推進計画等はあるかの問いについて、ご質問にお答え致します。

地震の揺れで住宅が倒壊しないことも大切ですが、揺れによる家具等の転倒により、出口がふさがれる、家具等の下敷きになる等、避難が困難になる場合もあります。また、家具等の転倒やガラスの飛散によるけが等も想定されます。

そうしたことに対応するため、ブロック塀や老朽住宅の除却、住宅の耐震改修に加え、家具固定やガラス飛散防止フィルム等の購入費ならびにこれらの設置について、黒潮町家具転倒防止等対策費補助金として、1世帯当たり上限額3万円の補助を実施しております。

令和3年度には27件の実績があり、補助制度が始まった平成19年度からの15年間で177件の実績となっております。

本年度は、家具固定、ガラス飛散防止フィルム等の購入ならびに設置のほかに、新たに地震後等の停電復旧時の通電火災の二次災害に備える、感震ブレーカー等の購入費ならびにこれらの設置を加えました。

家具固定等につきましては、住宅の耐震改修等に併せて家具固定実施の呼び掛けをすることや、地区単位で取り組む等の方法についても検討しており、地区防災計画とも連携し推進を図ってまいります。

新たな推進計画等はありませんが、先ほど答弁致しましたとおり、黒潮町総合戦略やアクションプランにて、実効性の高い計画となるように進捗(しんちょく)管理をしております。

今後も引き続き、国、県の動向にも注視し、安心、安全につながる制度等の把握に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

ありがとうございます。自分、今回の質問でその家具固定についてちょっと抜かっていたもので、課長、本当ありがとうございます。助かりました。

今の家具固定についてはですね、多分、佐賀地区が主かなって思っておるんですが。佐賀中学校の生徒さんが、そういった家具固定への促進の手助けをしておられるとか、そういったことをちらっと聞いたこともあったりしますし。

家具固定、ほんと今言われたように、家具の下敷きになって出れなくて被災するっていうこと多々あると思いますんで、このこともですね、何もかにもになってしまうわけですがこのことも推進していかなくてはならないと思います。

それと、言っていた今年度からの感震ブレーカー。これもですね本当大きな問題で、停電になりました、揺れが収まりました、津波も引きました、電気入れました、火事になりましたっていうのが、大きな地震に付きものの火災のことになってくるわけですが。このこともですね、感震ブレーカーほんと大きなことやと思います。電気の通ってないお家は多分、町内にはないと思いますんで。この感震ブレーカーについてもですね、どんどんと推進の方をお願いできたらと思います。

それからですね、先ほど申しました想定外を想定してくださいっていうふうなことで、無理なことを言っておるわけですが。その想定 of 作業をする折にですね、ただ単に情報防災課のみでやるっていうふうなことでは駄目ではないかと、自分としては思っておるわけですが。専門の担当課ではあるわけですけど、いろんなそのイメージを持った方がたくさんおられると思いますんでね、そういった案を吸収することも大事やと思います。他の課の課長さんとかも参画されてですね、みんなで立案して、その想定外を想定内に持っていくというふうな作業も必要かと思うがですよ。

そういった意味で、情報防災課が受け持った部分はもう情報防災課のみで今までもやってこられたし、これからもそういう方向でやっていくのでしょうか。それとも、自分がさっき言ったほかの課の力も借りて、そういった方法で意見を集約して計画に持っていくのか。そういう計画に持っていけるのか。

そのご意見、ちょっと聞きたいです。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

新想定が出て以降、職員の皆さまには防災地域担当制ということで、防災業務を全職員の方に兼務していただいております。当然、主管課としまして情報防災課の方で各種事業を実施したり取りまとめをしたりということは行っておりますが、各ここにおられる課長、室長をリーダーに、全職員が地域担当ということで地域の方に入っていっていただいておりますので、皆さんが地域でお伺いしてきた情報であったり、取り組みであったり、そういうものを情報防災課の方で取りまとめをし、必要な事業等に生かしていくことは必要と思われるので、今後もそういう作業を進めていきたいというふうに思います。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

地域担当制には3番の方でちょっとお伺いしようと思っておりましたが、当然ですね地域担当制、続けていかなくてはならないと思います。また、そういった住民の方の貴重な意見を町として吸い上げて、それを住民の方々にまた還元していくと。そういうことが大事になってこようかと思いますので、これは本当、今後もぜひ続けていただきたいことですので、よろしくお願いしたいと思います。

今、地域担当のことは言っていましたので、お願いしまして。まあそれと、各課が集まってというふうなことを申しあげましたが、とは言っても、その何というかサンクチュアリではないですけどその領域というか、それぞれの課が責任を持って行わなくてはならない領域があるかと思うので、それを飛び越えてまではなかなかできることではないと思いますが。まあ普段からですね情報のその共有とい

う分では、何課だから何課だからっていうふうなことではなくて、町民の安心安全を守る執行部としてですね、普段からのその情報の共有、関係を密にするということも大事になってこようかと思いますので、今後もそういった部分は引き続いてよろしくお願い致しますと思います。

カッコ2の質問をこれで終わりました、カッコ3の質問に入ります。

カッコ3、犠牲者ゼロへの思いを聞く、としております。

この6月議会の開会日やったと思いますが、まあこの犠牲者ゼロというふうな言葉を聞いたように思います。これほんと、34.4を受けたときから、黒潮町の最上段に掲げた言葉であろうと思います。今後でもですね、この目標に向かってみんなでいかななくてはならないと思ってます。

現在の思いといいますか、犠牲者ゼロに対する思いのほどをお伺いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の、犠牲者ゼロへの思いについてのご質問にお答えしていきたいと思います。

2012年、平成24年3月31日に内閣府中央防災会議から、南海トラフ巨大地震の新想定において、黒潮町には最大震度7、最大津波高34.4メートル、高知県には津波が2分で到達するかもしれないという、日本一厳しい想定を突きつけられました。その想定に基づく黒潮町の犠牲者は2,300人。実に、全ての家族に1人犠牲者が出るような想定でございました。

そういう状況の中で、議論尽くしたのが、犠牲者は何人まで許容できるのかという重い課題でございました。その行き着いた答えが、一人の犠牲者も出さないということでございます。そして、その理念をまとめましたのが黒潮町地震津波防災計画の基本的な考え方であり、対策からではなくて考え方、いわゆる思想から入るという黒潮町独自の防災施策の方針でございました。その考え方に基づき、犠牲者ゼロを目指すために、行政は何をしなければならぬか、地域は何をしなければならぬか、そして住民は何をしなければいけないのかを整理しながら、具体的施策に落とし込んできたところでございます。

そうする中で、まずは、避難道、避難場所、避難タワー等の避難空間の整備をしてまいりました。そして防災教育啓発、そして訓練を継続して実施しております。また、津波避難カルテ、地区防災計画等の取り組みも進めてまいりました。その結果、正しい避難行動が取れば、理論上は犠牲者を出さない町の設計は、ほぼ完成しております。

しかしながら、避難行動のできないケース、具体的に言えば、避難行動要支援者や住宅の耐震性の課題が残されており、現在も計画的に進めているところでございます。加えて、住民の防災意識を高める不断の努力が欠かせません。

黒潮町地震津波防災計画の基本的な考え方は、2035年、令和17年を目標年度に設定しており、現在はその中間点にあります。今後におきましては、災害時には命の道となる高規格道路の早期完成および、事前復興計画への取り組みも含め、引き続き犠牲者ゼロを目指した、災害にも強くて魅力的なまちづくりを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

ありがとうございます。自分の方も軽々しく言っているつもりはないのですが、平成24年の3月31日

から、ものすごい力を入れていただいております。感謝に尽きませんが。

ただ、ここでもう大丈夫であるということではないので、今、町長の方からもありましたように、理論上完成したというふうなことであってもですね、まだまだ思いが足らんといいいますか、ちゃんとできてない部分もあるように思います。ぜひですねその掘り起こしも含めてですね、全町的にお願いしたいと思います。また、全町的にやっていただいてもこれ、何をするにしてもですけど、住民の方の協力。そして参加がなければ成り立たないことばかりなわけでした。先ほども出ました、その地域担当制の取り組みの方ですね、これも本当、大切に継続して行わなければならないことであると思っております。本当にね、ぜひとも切りがないわけで大変なのですが、皆さんでというか、みんなで頑張っていきたいと思っておりますので、その中で、みんなでやる以上は創意工夫し、アイデアを出し合ってやっていくのが一番だと思いますので。一人も欠くことないような、その地域住民を含めた町民全員が一丸となって、こういった防災であるとか諸問題に取り組んでいくことを望みますし、その指導力いうか、それも求めたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まあ難題ばかりですね、本当大変なのですが、ぜひ皆さんのお力を十分に発揮していただきたいと思っております。これでカッコ3の質問を終わり、2問目の質問に入りたいと思っております。

2問目と致しまして、山の再生、活用について聞きたいと思っております。

四万十町では、森林環境譲与税等を活用し工場を新設致しました。バイオマス発電による建築資材の製造などを行うことで、山の整備、再生を目指しております。森林面積の方ですね、四万十町の4分の1ほどしかまあ、当町においては山の方はないわけではありますが、再生っていうのはもう必須でありますんで。そういった意味で、国から積極的な取り組みが求められておるところでございます。黒潮町としてどう進めるのかを、考えを聞きたいと思っております。

そこでカッコ1と致しまして、今後の課題をどのように捉え、対策としてはどのような計画を持っているのかを聞きたいと思っております。

皆さんご承知のように国の方ですね、全世界的な脱炭素への取り組みに世界で同調してですね、森林環境譲与税の方を創設したわけでありまして、当町としてもその森林環境譲与税の方を頂いておるわけで、まあこれは有効に利用せんといかんわけで。また、これはですね、地球温暖化対策、それと国土の強靱化、こういったことにつながっていく取り組みが必要なわけで。以前から私も、その森林環境譲与税の活用についてはですね、一般質問等で訴え、提案もしてきたわけですが、まあこう言うては何ながですけど、執行部をはじめとしてですね、どうもこの黒潮町は全町的にいうか、山の再生であるとか活用、こういったことに対してどうも疎いんじゃないかっていうふうな思いであります。本当に失礼な発言にはなるのですが、ちょっと奥手というか。もう以前から、ちょっと山はそのままみたいなことが続いているように思います。こんなことを私が言うまでもないわけですが。

町としてですね、これまでと違ったその積極的な動きというか、それは今、本当求められているときだと思っております。そういう意味でもですね、早急な施策が必要だと思っております。

積極的な対策の方を期待しておるんですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ1、今後、課題をどのように考え、対策としてどのような計画があるのかのご質問にお答えします。

議員ご質問にありました、四万十町におきましては、それまで町内の4つの製材業者がそれぞれ製材したものを、高幡木材センターにて共同で販売していたものと聞き及んでおります。

本年4月より、総事業費約15億円の事業により、協同組合高幡木材センター、しまんと製材工場と致しまして、これまでの加工施設を増築し、製材機能を集約、自動制御による機械を導入した上で、製品の管理を一括して行い、全体の生産能力をアップさせるとともに、施設内で発生した切りくずやバークを燃料に使用し、木材乾燥を行うバイオマス施設を複合した製材工場の運営が併せて始まっております。

当町におきましてはこのような製材業者は少なく、ほかには四万十市内の業者との共同販売業者が1社ありますが、それぞれにおいて製材や木材の販売を行っており、現時点での施設の集約化や大量生産に向けた事業の展開などの計画は考えていないと聞き及んでおり、町としましては、先ほど申しました一定規模を有する施設整備の計画段階には至っておりません。

他方、中長期的な課題でありますグリーンエネルギー関連の林業事業としまして、木質ペレットボイラーの導入関連事業がございます。町内における昨年度までの導入実績につきましては、温泉営業用施設が1基、農業用暖房施設に4基となっておりますが、既に本年度も設置計画を聞き及んでおり、現在、また将来にわたるエネルギー高騰における経費削減対策も含めまして、今後ますます導入の機運が高まると予測をしております。

将来的に循環型の社会に向かう中で、先ほどのペレットを利用したボイラー設置の補助推進や、あるいは、まきなどを利用した暖炉への新たな制度設計など、木材燃料全般を利用した施設の普及にさらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

また、基本となる施策のうち、現在取り組みを行っている森林整備につきまして着実に進めるとともに、町内での多様な森づくり、森林の持つ多面的機能を十分に発揮できる計画づくりを、今後も行っていまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

今、ご紹介というか、四万十町のしまんと製材工場の件についてご発言がありましたが。

四万十町の方も自主財源のみでやったわけではなくて、国であるとか県であるとか、また、国っていう意味ではこれまでの森林環境譲与税の蓄積であるとか、そういったものを有効に利用されての今回の建設に踏み切ったことであろうと思っております。

そういう意味ではですね、うちも四万十町からすれば本当、何十分の一、十何分の一になりますかね。あの補助の方は。だいぶこう少ないわけですが。それでも数千万来ております。また来年度からですかね、少し増えるというふうなこともありまして、そういったその補助の方も有効に利用するために、やっぱ蓄えておいてっていうふうなことも必要かと思います。

現状、受け入れの方を黒潮町がやっておるのは、もう今は山の整備。先ほど山の整備っていうふうなこともあったわけですが、整備についてはあまりそういった投入は、自分としてはあまりないように感じちゃいますが。山の境界をね、ちゃんとする地籍調査みたいなそういったことに重点を置いて、特に佐賀地区の方で、市野瀬の方でやっておられると思うのですが。まあ、それもやっておかないと町に対して委任を受けられないっていうふうな、そのハードルとしてあるわけで。それも必要ではあるわけですが。

それと並行してというか、本当の山の整備の方ですね。そういったことに着手しないといけないんじゃないかな

いかと、もう以前から自分としては思ってるわけですが。

今後の山への実際間伐であるとか、そういった作業への着手いうか、そういった計画はないものですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほど言われましたように町と致しましては、課題の一つとしまして現在、森林整備の方で行っている伐採後におきまして、安定かつ持続化のできる再造林計画を作っていく場合において、トータルでの樹木の特性。また、経済性などを検討した上で長期的な視点に立ち、現在、計画を立てていくこととしております。

しかしながら、実際には山林所有者の高齢化や後継者の有無などにより、将来的に再造林に取り込む所有者は少なくなると推測しております。特に今時点では、引き続きのウッドショック、あるいは資源の高騰により、逆に木材の取引単価は大幅に上がっている現状はあります。これを絶好の機会とし、現在、森林作業従事者を増やし施業に結び付けたいと考えております。

今現在は、人数も含めまして町としてこれだという積極的な案は示せておりませんが、今後とも、先ほど議員がおっしゃられました森林環境譲与税、これを原資としまして、より一層具体的な森林再生に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

本当は、海外から木材が入ってこないとか、いろんな条件が重なったことであろうかと思いますが、本当木材、国産材、高騰しております。今、何というかチャンスのおかげでもあろうかと思いますが。

そういう意味ではね、今朝のことなのですが、それこそ今朝、庁舎の方に来る前に自宅を出まして、湊川からトラックが1台出てきまして、4トンか11トンですか、木材を山積み、満杯にしましてね、トラックが持ち出しをしようがですよ。町外の運送業者ですけど。ああ、黒潮町の木もこうやって運ばれて売られていくのかなと。まあ、いいことであろうとは思ったのですが、この木を町内で何とか生かせなかったものかなっていうふうな、何かこう寂しい思いもですね、ちょっとしたわけです。せっかくこれだけの山を持った黒潮町なんで、これを活用しない手はないと思いますんでね。

先ほど言った隣町、四万十町が本当大きく、うちから言えば大きく動き出したと思っております。まあそういう意味で、二番煎じになるかもしれませんが、その黒潮町も動くべきときではないかとずっと思っております。まあ前向きな検討いたしますか、これはもう本当、もう遅くなっているっていうふうな感覚で自分は思っておるわけですが。

ただ、これ課長だけの課題ではないとも思っておりますんで、課長が一人で抱えることではないと思っております。町全体の問題であるわけで、課長が悪いから進まないっていうふうな問題でもないと思っております。

そういった意味でですね、その以前にも僕お聞きしたと思うのですが。町長はあれですか、この山の問題、今現在そのどのような方向性があるのか、どうすれば黒潮町が山に対して有効な施策を打ち出せるのか。そういった構想っていうか、そういった部分では持っておられませんか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

山の資源を生かす施策について町長はどう思っているかということだと思いますけれど、私も町面積の8割を占める山の資源、これは積極的に生かさなければならぬと思っております。特に戦後植えた木がもう50年以上たって、伐採するに適した幡多ヒノキもたくさんあるわけですから、今後、森林のその資源を生かさなければならぬと思っているところでございますけれど。

ただ、現状というのは、山にいて施業する事業者が非常に当町は、四万十町と四万十市と比べて少のうございます。森林組合が中心でございまして、自伐が2事業者ぐらい。さらに、それを取ってきて製材する事業者が1事業者でございまして。

それらも事情はございますけれど、川上から川下までの流れ、これは関係の事業者たちとですね、膝を交えて知恵を出し合って、町の施策を工夫していかなければならぬと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

そうですね、積極的に動かなければ何も動かないと思っておりますので、ぜひですね積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それと、今町長の方からもありましたが、森林組合のことですが、何か私思いますに、山に関してはもう、町としてはもう森林組合におんぶに抱っこというふうなことかなっていうふうな、残念な思いというかを持っております。まあ専門は専門ですけどね、森林組合さん。ではあるようですが、山は町にあります。町の手もとにもたくさんあります。そういった意味では、森林組合さんに全て任せるというふうなことではなくて、町としての方針であったり、こういうことはできませんかとかいう提案もどんどんどんどん持ち掛けていかなくてはならないと思っております。

森林環境譲与税出ましたけんこれ使ってくださいっていうふうなことでは、前進とは言えないと思いますので。そういった意味ではですね、町の考え、方針というものをひとつひとつ打ち出していくべきであらうというふうに思いますので、ぜひそういったことをお願いしたいと思います。

最後に、このカッコ1の最後ですが、物事にはその慎重さというもの、これも大切なことです。ただ、大胆さってということも必要で、一歩踏み出すときに大胆な思いというかを持たないと一歩踏み出せないことがありますので。慎重の中にも大胆さを持った町の施策というものをですね、前向きな姿勢をぜひ期待しまして、カッコ1の質問を終わりたいと思います。

最後ですが、カッコ2と致しまして、担当課のマンパワー不足を感じる。増員もしくは商工係を他の課へ移管するなどの取り組みで山の再生等が可能になると思うが、その考えはないかについてであります。

議会でもよくマンパワーという言葉が最近よく、人不足ですかね、という言葉聞くわけですが。3月議会でも、同僚議員からも、先ほど申し上げました海洋森林課の商工係を他の課へ移してはどうかという提案の質問があったところでありますが、私も以前からですね、課長の方にもそういった話をしたことでしたので同感であり、これは早くやった方がいいんじゃないかというふうな思いであります。

何と言うか、ほんとに言葉悪いですけど畑違いな部分が、何でかなというふうな思いを持っております。

町のその組織のことについてこういったことを発言するのはちょっといかがなものかとも思うのですが、改善すべきところはすべきであろうと思っておりますので、そういったこともぜひ考えていただけたらと思います。

それと、人の力っていうのは本当に偉大なものでして、先ほど言ったマンパワーの件ですけど、人材であつたり人の人数であつたりするわけですが、マンパワーっていうことは。まあ山を動かすとなればですね、それなりの対策と対応が不可欠であろうかと思っております。

もうそろそろ動かないといけないんじゃないかという思いで質問しております。

町の考えを聞きます。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは浅野議員のカッコ2、担当課のマンパワー不足につきましてお答えを致します。

黒潮町の約80パーセントを占める森林は、当町にとりまして重要な資源であり、産業として見ましても重要な位置付けになるものと認識しております。

森林行政の大きな動きと致しまして、令和元年、森林環境譲与税が市町村に対して、新たな財源として制度化されました。

さらに、この年より森林経営管理制度、いわゆる森林管理システムが導入され、適切な森林管理の責務を市町村が新たに担うこととなりました。

こうした状況の中、当町の職員体制も変化してきており、令和元年度および令和2年度は林業振興や森林経営管理制度の運用、鳥獣対策関係等の業務に対しまして3名体制で対応しておりましたが、令和3年度の10月より職員1名増員を行いまして、現在、4名体制とし今に至っております。

なお、森林経営管理制度担当職員に当たる人件費につきましては、森林環境譲与税の充当を行っているところでございます。

また、今年度より幡多広域における取り組みと致しまして、一般社団法人幡多地域森づくり推進センターを設立し、森林経営管理制度における森林整備方針等の策定支援や、市町村と林業事業体等の連携支援などを行うこととしております。

今後の当町の体制につきましては、限られた人員の中、全体の施策、事業を考慮し、その中で優先課題を整理しながら全町的に体制を検討していく必要がございます。今の時点におきまして、森林担当部署につきまして体制の変更等は考えておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

人員の方も3名から4名に増員したってことで、力を入れておられるってことは分かります。

あと、幡多地域何とか言いましたかね、これっていうのは今年度できたわけですね。

これはあれですか、その幡多6カ市町村が全部入ってやっておられるわけですか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

先ほど申しました幡多地域森づくり推進センターにつきましては、おっしゃるとおり幡多地域 6 カ市町村で設立したものでございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

当町にしても、四万十市にしても、三原村にしても、いずれにしてもどの市町村も本当広い山を有しておるわけなので、どうぞね、その先ほどの話しじゃないですけど知恵を出し合って、6 カ市町村がそれぞれタックを組んでというか、そういった方向も必要になってくるんじゃないかと思いますので、有意義な組織につくり上げていただきたいと思います。

何にしてもですね、新たな取り組みっていうのはすごい熱量が要るわけですが、マンパワーという言葉の中には、それぞれの個人個人の熱量、それも含まれておると思います。議員研修で県外視察行かしていただいたときもですね、そのすごい熱を持った方がおられる所へ、まあみんな行くわけですが。すごい熱を持った方がおられるところは、すごいことをこつこつと継続的にやっていって、すごい結果を出していらっしゃる所がほとんどでした。

やっぱりですね個人の熱をそこへ注入するっていうこと、これは町政をいかにいい方向に持っていけるのか、それにかかっていると思いますので、どうかですね、執行部の皆さん、個人個人、今、担当部署、そこにこれまで以上の今一度ですね熱を持って仕事に取り組んでいただけたら、黒潮町も未来は明るいと思いますんで、そういったことをぜひお願い致しまして、私の今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩致します。

休 憩 14 時 59 分

再 開 15 時 15 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

1 番（中島一郎君）

それでは一般質問に入ります。

今日は私が最後のございますので、執行部の皆さんちょっとお疲れかも知れませんが、ひとつ明快な答弁をお願い致します。

3 問について質問を致します。

まず初めに、水産業振興について。

漁業経営の安定化を図るために、急激な燃油価格高への対策として水揚げ促進事業補助金を 3 パーセントに引き上げたことは意義深いものであり、各漁港への水揚げ向上に結び付くものと期待もされています。また、平成 29 年度から計画的に取り組まれているイセエビの漁場造成事業では、イセエビ類の水揚げも全

体的に増加傾向にあることから、漁民の高齢化が進む中でもイセエビの漁期中には浜にも活気が戻り、今年の水揚げ高も期待をされるところです。

しかしながら、こんにちの水産業全般に目を向けると、2年以上にわたる新型コロナ感染の影響が続き、また、2月24日からのロシアによるウクライナ侵攻が追い打ちをかけ、燃油価格や原材料価格は一挙に高騰する中でも魚価単価は好転をする見込みはなく、低迷状態が続くことになっています。

このことから、年を重ねるごとに漁業経営は一段と厳しさが増しており、この危機を何とか乗り越えるためには、もう漁民の努力だけでは限界にきています。燃油の高騰は世界的な問題ではありますが、本町の最上位にある黒潮総合戦略でも産業振興を中心とした基本目標が定められていることから、目標達成のためにも早急な対応が求められているところです。

このこともあって、まず初めに町の対応、方針をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ1、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、原材料や燃油価格の高騰など多くの課題を抱えている。漁民に対する対策、方針等を問う、のご質問にお答えします。

燃油価格につきましては、議員おっしゃられるロシアによるウクライナ侵攻や、産油国の生産調整などの長期化により価格の高騰が高止まりしており、併せて、原材料や資機材の大幅な値上げも続き、町内各産業に従事される皆さまにとって大きな経済負担となっていることは承知しているところでございます。

こういった現状を受けまして、今回、町内の漁業関係者に向けて、6月補正予算としまして黒潮町漁船用燃油高騰緊急対策事業を上程する運びとなっております。

事業の内容としましては、国のコロナ経済対策交付金を活用し、漁船用燃油購入費の一部を緊急的に支援することで、事業の継続、また、さらなる町内漁港への水揚げ促進を図ることをその目的としております。

詳細につきましては、議会最終日での補正予算、上程内容に基づきますが、本年8月1日より12月31日までの対象期間に、町内の漁業協同組合に加入する漁業者において、町内漁港で給油した際の漁業用燃油リットル当たり30円の減額分を高知県漁協に対して補助を行うことで実質30円の値引きでの燃油対策として、現在計画をしております。

また、この燃油高騰緊急対策事業につきましては主に町内沿岸での漁業水揚げ対策予算となっておりますが、高知県における6月補正予算の事業において、新たに燃油高騰対策としまして、漁業経営セーフティーネット構築事業への漁業者に対する積立金への一部補助を計画していると聞き及んでおります。こちらの事業につきましては町外での給油分も対象となるため、併せて町内漁業を一括した燃油対策の強化を期待できるのではないかと考えております。

さらに、本年度の当初予算におきましてご承認をいただいております町内水揚げ手数料のうち、3パーセントの補助対策予算としましての2,700万円を合わせましたトータルでの経済施策として、速やかな対応を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

今議会の6月補正として、国のコロナ交付金を活用してですね、リッター当たり30円の減額なるわけですが、その支援をするということで、今課長の方から答弁があったわけですが。

その中でですね、ちょっと私が聞き漏らしたかも分かりませんが、これは期間が今年の8月1日から12月31日まで、町内の漁協に加入している、これ漁業者に対しての、が対象になるわけですね。その場合、町内のこの漁業者、これは高知県漁業協同組合の組合員の数、大体でよろしいのです。

それから、沿岸漁船をのけて、漁船のどういいますか、大型漁船とか19トン漁船、沿岸漁船のちょっと大きいやつはこの漁業経営セーフティネット構築事業のこれ対象になると思うのですが。ちょっとこのセーフティネット構築事業のですね、ちょっと事業の内容と、これの対象になる漁船、そこを教えてくださいということと。

すみません、ちょっともう一つ前にさかのぼりますが、分かっているのは町内の漁業共同組合で燃油は販売しておりますので、その部分のですね、多分船であればA重油とか軽油とか、ひょっとしたらガソリンがあるかも分かりませんが、そのあたりの、年度がさかのぼっても構いませんので、大体一年間に使用している燃料の数量等が分かれば、教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

3つ質問があるかと思いますが、順を追って説明させていただきます。

まず、町内における漁業協同組合の現在の組合員数につきましては、正組合員が283名、準組合員が529名となっており、合計で町内812名となっております。

続きまして、先ほど申しました漁業経営セーフティネット構築事業に関してになります。漁業経営セーフティネット構築事業につきましては、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合において、その影響を緩和するための備えとして、国と漁業者の資金原資により補填（ほてん）金を拠出する事業でございます。なお、補填（ほてん）金の拠出割合は、国と漁業者の方は1対1の割合で負担しており、油代金の高騰により当該四半期の設定された平均価格値を超えた場合において、その積立金の支払いが実施されます。

それと、先ほどのセーフティネット構築事業の加入件数等になろうかと思いますが、町内における加入件数を調べたところ、68件でございます。件数的にはですね、大型船と中型船、あるいは沿岸船を含む合計件数となっておりますが、詳細のことについてはちょっと控えさせていただきたいと思います。

以上3点でよろしいでしょうか。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

そしたら、今答弁がありましたように、正準組合員が町内の漁業組合の812名で、この漁業経営のセーフティネット構築事業というのが対象などいいですか、その方が68名言いましたかね。これ全体で黒潮で漁業に従事する方は、どちらかの事業で該当になるという認識でよろしいと思うわけですが、今回、燃油対策としてですね、1リッター当たり30円の値引きになるわけですので、これは大変、執行部の方も一つの英断をしてくれたと思い、高い評価をするところです。

それですね、ちょっと方向性が変わるかも分かりませんが、私が思うのに、この厳しいときにこそ、町、漁業関係団体、それから関係漁民との意思疎通を図り、これまあ意思疎通を図ったからこういう事業ができてきていると思うんですけども。その他、課題を共有した上で県などへですね、今回、午前中の中でも質問ありましたが、今この漁民の置かれている立場や切実な気持ちを訴える、要望する、このことに尽きると思うわけですね。ここ2、3年新型コロナウイルスの影響もあってか、どうもこのあたりの活動が弱いような感じもするわけですが、今後ですね、どのような取り組みをされていくのか。

その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

こういった経済施策におきましても、例えば、他の市町村や他の都道府県の関係者との情報共有など、この間広域的な取り組みとしまして、日本カツオ学会やカツオ県民会議等、学識関係者や業界関係者等などの意見交換の場を通じて一定の状況把握をし、かつ、参考としているところでございます。このように、さまざまな面でどのような形で施策を進めていくか、町あるいは高知県とも十分に意思疎通を図り、今後とも検討してまいりたいと考えております。

なお、県における6月補正の情報としまして、同じくセーフティーネット関係の予算の上程を聞いております。詳細につきましては、当然議決前のため一部の聞き取りとなりますが、先ほど申しました個人で積立を行っている掛金等のうち、個人の負担分を補助することと聞き及んでおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

先ほど申し上げたように、大変沿岸漁業は厳しい状況にあるわけですので、行政の方もひとつ骨が折れるかと思いますが、ぜひ関係団体や県とのいろいろな意思疎通を図って、これからの水産業振興に努めてもらいたいし、また近海カツオ一本釣り漁業にしてもですね、ちょっと変わりますけれども関係の市町村、例えば県内では中土佐町、土佐清水市、そして県外では宮崎県、三重県なんかとですね、やっぱりこう情報収集して、県内でもやはりこのカツオの一本釣りといえば黒潮町と言われる認識を私どもは持っておりますのでいろいろと、よく大変なときでございますが、そういう世話役といえますか、そういう主役になるような活動を今後も続けていってもらいたいと思います。

それでは、カッコ2の方に移ります。

間伐材魚礁の方ですけれども、この取り組みについて質問を致します。

間伐材を利用した魚礁は、山、川、海の生態系を良くする魚礁ともいわれています。間伐の進まない森林の健全化を図るとともに、沿岸漁場の再生を図る上でも相互の資源保護につながり、地域活力を生むことにもなります。

令和3年当初予算には、新規事業として間伐材を利用した間伐魚礁設置、これ約200万程度が予算化されていました。これは実施をされたものと思われます。この事業は、私は今年度も計画されるものと期待をしていましたが、残念ながら当初予算での計上はされていませんでした。

この間伐材魚礁については森林組合や魚礁制作に漁民の協力が必要とされることもあります。なかなか

かこういろいろな複雑な問題もあるかもしれませんが、どうして事業の継続ができなかったのか。

このことについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ2、間伐魚礁設置事業の取り組みについてのご質問にお答えします。

昨年度新規事業としまして計画をしました間伐材沈設型魚礁設置につきましては、年度当初の計画では15基を設置、事業費において200万円の予算措置でありましたが、最終的には、佐賀沖において間伐材魚礁2基の設置実績となっております。間伐材魚礁の設置数が減った理由と致しましては、実際の政策に掛かる全体経費や据付に関する作業手間などが当初の計画よりかなりの部分で増えており、受注者であります幡東森林組合にかなりの負担がかかったことがその一つの要因となっております。また、魚礁の設置を予定する佐賀漁港近隣の海域につきましても、昨年8月の台風9号災害をその原因として、伊与喜川河口周辺および鹿島沖行路周辺に現在大量の土砂が堆積していることもあり、現場での据え付け作業にも適さなかったことも大きな要因となっております。

本年度の当初予算につきましては、先ほどの理由により事業全体の見直しも含め予算の計上を見送ったところですが、今後につきましては、町内林業施策全般における間伐材の利活用も含め、沿岸漁業における魚礁の整備効果も明らかであり、引き続き地元関係者からの設置要望、聞き取り含めて、来年度以降の事業構築を再度図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

来年度以降に事業を構築するという答弁をいただきました。

なかなかですね、こういう事業は初めの計画と、実際にやってみると、こういうふうに口で言うことはしよいけれども想定外のことは出てきますので、15基設置するものが2基になったということでございますけれど、やはりそういう経験を積んだ上でですね、この事業を進めていってもらいたい。今も課長からもありましたように絶対事業の効果は目に見えてくると思いますので、やっぱり単発では事業効果は上がりません。継続することによってですね、多分事業効果は見えてくると思いますし、また漁民の方もですね大変こう期待をしておりますので、来年には予算化していただいて、実行できることを期待しておきます。

そしてもう一つ、よく近ごろテレビなんかでSDGsですか、という言葉がいわれますが、これ持続可能な開発目標でありまして、これ2015年の9月の国際サミットで採択されたもので、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。これが17目標がありまして、その中の一つに、海の豊かさを守ろうというものが入っております。これはよう考えたら、大変この角材魚礁がマッチしている事業ではないかと思います。森林破壊や地球温暖化が問われるこんにち、少しでもこの目的意識を持って事業を実施してもらいたい。意義あることだと思いますので、同僚議員の中でも森林の整備とか、いろいろ環境の問題とか出てきたわけですが、それとマッチした分がありますので、来年度の計画を期待しておきます。

それではカッコ3、定置網漁業の支援について質問致します。

高知県は、平成18年度に漁場の活用と水揚げ向上を目指し、中土佐町上ノ加江と矢井賀、四万十町興津

沖で海底調査を行い、新規事業者を募集したところ、興津地区では町内の水産会社が今年3月から定置網漁を再開することになりました。また、今年の秋には土佐清水市貝ノ川でも10年振りに復活をするようです。

この漁法は海岸近くに定置網を敷くことで自然環境に優しく、作業の省略化や燃油の節約化に努め、資源管理型漁業を目指すことにもなります。昔ながらの漁法が今再び脚光を浴びていることを私たちは注意しなければならない。この定置網が、町内では鈴、伊田地区でも運営されており、操業期間中には地域の方々も元気に働き、その姿は活力を生むことにもなっています。

鈴地区の場合を見てみますと、例年一定の水揚げ実績を積み、経営の安定化も図られていますが、地域内の船員の高齢化、後継者問題などの課題も多く、この対策を打たなければ事業の継続は困難な状況となってきました。また、集落全体の維持活動にも影響が出てくることも考えておかねばなりません。

この課題を踏まえて、今後の町の取り組みについてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ3、定置網漁業の支援についてのご質問にお答えします。

町内における定置網漁業につきましては、鈴地区と伊田および灘地区における2経営体において実施されているところでございます。

直近の水揚げ実績につきましては、令和3年度実績におきまして、町内2経営体の合計でおよそ46万キログラムと聞き及んでおります。

議員ご質問にあります支援全般に係る方向性につきましては、町内沿岸漁業の課題にも直結致しますが、やはり雇用関係、現場での労働力不足が一定の課題であると認識しております。

そういった現状を踏まえ、県内全般における漁業新規就業者や後継者への対策と致しまして、高知県漁業就業支援センターの協力をいただいております、実績としましては、平成31年度のセンター開業より町内において毎年1名以上の漁業担い手の確保ができております。しかしながら、就業支援センターでの定置網関係におきましては現時点での就労実績はなく、今後はその個別の対応策が求められております。また、別の視点と致しましては、今後におきまして新たに外国人技能実習生制度への取り組みや特定技能1号制度などの活用なども考えられます。

いずれに致しましても、地域また地元においてとって代わることはできない重要な産業と考えておりますので、事業継続に向けての課題を今後も検討してまいります。地元関係者の声や高知県漁協との協議を重ねることで、それぞれ現状に即した対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

雇用問題が一番大きい問題になっておりますが、皆さん高齢化なり、なかなか若い就労者がいないということであります。

課長の方から答弁いただいたように、私もですね、外国人技能実習生や特定技能、こういう部分も一つの方法だと思うんですが、町の方でカツオ一本釣り船新規雇用者就業支援ですかね、その事業があるわけですが。この中にですね、できればカツオ船だけでなしに、この定置網の就労者、そういう部分も工夫し

たら組み入れられないかなという考え方を自分なりにこうちょっと思ったわけですけども。

そのへんも、今後の課題としてどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

先ほど議員ご質問にありました、平成31年度より施行しておりますカツオ一本釣り人材確保支援事業費の制度設計があります。こういったことも今後参考としまして町内沿岸漁業、そういったものに対してもどこまで適応できるかも含めつつ、今後、引き続き漁業後継者、また従事者の確保に努めていく所存であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ぜひ、そのように幅広い考え方を持って取り組んでいただければと思いますので、ひとつお願いをしておきます。

それともう一つ、鈴漁港は町の管理漁港で、伊田漁港は県の管理漁港だと思うわけです。やはり今、鈴にしても伊田にしても、この鈴大敷が主体になっているわけですので、それを思うたときに、作業の効率なんか、ほか省略化を図っていくには、施設整備がやっぱりこうして機能の強化が望まれてきます。

これ、一例として鈴の例ですけども、鈴の大敷組合は昨年だったと思いますけれども、この操業船をちょっと大型化して、これ14トンぐらいに大型化しました。これも一つには経営の安定化、将来見込んでそこに投資しているわけですけども。それに連れて、やっぱり施設整備が若干老朽化したり、いろいろこう機能的な課題も出てきております。これ、伊田漁港においても、やはりそこらあたり事業主体の方にいろいろなそのへんの情報は収集して、そういう計画的なことも立っていってもらいと思うわけですが。

鈴漁港では、水揚げ施設、レールからクレーンで降ろして水揚げする。これがですね、船が大きくなっただばっかりに港から接岸するのにちょっと離れるわけですね。そしたら上のレールの部分がちょっと斜めになりますので、非常にそのあたり苦勞しているわけですね。人も少ないわけですので。そのへんの改善なんかはやはりしてあげないと、作業中の危険との割合とか、そういうことを見てもですね、する必要があるのでないかと私は思ったわけです。

多分このあたりのことは町の方へも要望が来ているかも知れません。ただ、従来、町の方も港、外構等についてはいろんな形で整備をしていただいているわけですけど、今度外から内に目を向けてですね、そのへんの整備をお願いしたいわけですが。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

先ほど議員おっしゃられました鈴大敷協同組合、新しい船につきましては鈴丸、令和3年4月3日に竣工（しゅんこう）、進水式を実施しております。大きさにつきましては14トン船となっております。

そういった中で、鈴漁港施設内での維持管理体制につきましては、平成 28 年 4 月に鈴漁港施設の長期修繕計画を策定し、それに基づき維持管理の方を実施しているところでございます。

また、実績としましては、大型船竣工（しゅんこう）に伴い、令和 2 年度に漁港内航路のしゅんせつを実施しております。また、令和 3 年度において大型船の竣工（しゅんこう）に伴い、係留用の係船柱、規格変更による取り替え工事を実施してまいりました。

今後とも、施設管理につきましては地元関係者との協議を密にし、老朽化も含め現場に即した修繕対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

鈴漁港だけでなく、伊田の漁港もですね県の方に向けていろいろ要望していただいて、その大敷組合の主体者の方の意見等を聴取してですね、そういうふうにより施設整備が今から非常に大事になってくると思いますので、その点をひとつお願いしておきます。

それでは、2 の商工業振興について質問を致します。

黒潮町産業振興推進事業費補助金について質問を致します。

平成 24 年度に、町内における産業の推進を効果的に実行するため、商品の企画開発、加工、販路拡大等の生産段階から販路段階までの取り組みと、観光資源を生かした交流人口の拡大等を総合的に支援するために、黒潮産業振興推進事業費補助金が創設をされました。国や県の補助事業はある程度の規模や条件を満たさないと対象にならないこともあって、前大西町長時代に単独事業として取り組んできたものです。当時は 500 万円で参加し、1 件当たり 100 万円の補助限度額であったものが、2 年目には 300 万円の予算化で、1 件当たり 50 万円に減額になっていたため、その理由を聞くと、企業団体や事業者を育成するために、例えば 1 年目に市場調査、2 年目に商品開発、3 年目に販路拡大など、継続的な育成支援を目指していくためにこのような形式にしたとのことでありました。

県下の自治体でもあまり例がなく、特筆される事業の一つではありますが、ここ 2、3 年の状況を調べてみると、令和元年度は 250 万円程度の補助金の実績がありますが、その後は実績もなく、令和 3 年、4 年度は予算化もされていません。

この経緯を問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ 1、平成 24 年度に産業の推進を効果的に実行するため、黒潮町産業振興推進事業費補助金が創設された、この予算の経緯についてのご質問にお答えします。

黒潮町では、地域産業を振興し雇用を創出するための商品開発等の支援につきましては、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中での重要な施策の一つとして、その位置付けを行っております。そういった中で、さまざまな商品の企画段階から、開発、加工、生産、販売促進まで、全ての段階において町内事業者のさまざまな状況に応じた支援を総合的に進めていく、町独自での黒潮町産業振興推進事業費補助金事業と致しまして、平成 24 年度よりこの取り組みを続けてまいりました。

この事業につきましては、スタートより年度ごとの利用者数にばらつきはありましたが、令和元年度までは一定数の申し込みや個別事業の相談は受け付けておりました。議員ご質問のとおり、平成24年度より令和元年度までの8年間における事業利用者平均はおよそ年間5件、事業費ベースにて平均200万円の補助実績となっております。しかしながら令和2年度以降につきましては、同年より猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きく、いわゆる投資的な位置付けと考えられる当該事業への申請につきましては、数件の問い合わせがあったものの具体的な形となる事業申し込みはなく、令和2年度ならびに令和3年度ともに予算計上は行ったものの、予算が未執行という結果になっております。

このような状況を踏まえ、当該事業につきましては当初の目的を一定果たしたとの事業判断から、令和4年度当初予算より計上を見送っております。

令和2年度以降のいわゆるコロナ禍における町内の事業者支援につきましては、基本的な対応方針と致しまして、光熱水費の経費などの補助、各種金融施策や補償料への補給対応など、いかに日々の事業を継続し得るかとの取り組みを主体とし進めてまいりました。

今年度での事業計画協議におきましては、今後、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた新たな攻めの制度設計の構築に向けて、商工会を通じての町内事業所のニーズや実際の現場での声の聞き取りなど、日々の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今の答弁で、平成24年度から元年度まで平均的に5件程度の申請があつて、実績で200万円で補助を出しているという話がありました。

コロナ感染の影響で、この事業は事業所にとっては投資的経費になるからなかなかこの現状の中では難しい部分もあるわけですが。今、課長の中で、一定成果を果たしたというような言葉があつたと思います。そこは若干私と異なるわけで、これ、もう早速次の質問に移りますけど、関連がありますので。

カッコの2の方に移ります。

これはですね、類似した事業でありますけどこれは高知県の事業で、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金であります。これは、内容は大体補助目的は一緒でございますけれども、この事業の在り方の違うところはですね、県の地域アクションプラン等や、それから産業振興計画にこれ位置付けられた取り組みを基本としてですね、企業団体や事業所から採択申請を黒潮町へ提出し、その後、審査を経て町経由で県に上げるものであります。その後、産業振興推進地域本部等の最終的に審査を経て、関係書類、これは補助申請や最終的な実績報告等の提出になるわけですが、その補助金の交付決定にまで至ってですね、それが決定されれば、補助限度額は一番大きいもので5,000万円で、県の補助率は通常2分の1になっているものと、私は認識をしております。

令和4年度の当初予算では、天日塩製造施設関連事業、これ2件で2,200万円の補助金が予算化されておりますが、この補助金は県からの補助金で町からの補助金は全くありません。これ大きなことはですね、ちょっとここが課長の答弁と違うわけですが、新型コロナウイルス感染の影響を受けて売り上げ減少や原材料の高騰が続く中でも、その施設の拡充を目指して頑張っている企業、事業者に対して、私は、言えば先ほどの町の補助金がなくなったわけですが、そこで言えばお金が余っちゃうじゃちょっとおかしいですけど、その部分をこちらへ向いてシフトしてですね、この県の事業へ向いて。全部これ県だけ

の補助金ですので、少しでも町の補助金も出してあげたらどうかという考え方を持っているわけです。

通常ですね、県の補助事業は、例えば100万の事業やったら100万の2分の1、50万が県で、4分の1の25万が町、残りの4分の1、25万が本人負担ですね。大体、そういう形が取られていますので、その今言いましたようにこの黒潮町産業振興推進事業費補助金、これがここ3、4年全くないわけですので、その予算を少しでもこの県の補助金の方へシフトしてですね、その補助金体制が取れないか。

関係書類についてはですね、県の方が綿密な書類審査をされていますので、この事業は産業振興計画にのっとっているわけですので、もう町の方では関係書類は相当簡素化できると思いますので、そういう方法が取れないかという質問でございます。

その点はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、高知県産業振興推進総合支援事業についてのご質問にお答えを致します。

議員にもご紹介いただきましたが、この事業は高知県が高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画および開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取り組み、観光産業の振興に資する取り組み、地域の産業に資する担い手確保の取り組み等を総合的に支援することを目的として、市町村等に対し補助金を交付する事業で、市町村等はその補助金を事業実施主体である地域団体や、中小企業等、任意団体等に交付する事業でございます。

近年では、本町では2014年度、平成26年度に1件、2019年度、令和元年度に1件実施しております。そして、今年度は2件について事務作業を進めているところでございます。

ご質問の補助支援につきましては、ほかの事業とのバランスも考慮しつつ、目的に沿う事業につきましては支援の強化を検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

すみません、最後の言葉で、検討していくという考え方でよろしいわけですね。目的意識を持って検討していきますという、そういう認識でよろしいわけですね。ぜひ、そういう方向性を見出してもらいたいと思います。

このコロナ禍の中で、まだ事業を拡張するとか、いろいろこうやる気がある後継者をつくるとか、そういう部分でありますので、この県が今回2,200万の補助金を出すから、このもので言うたら大きい金額になるわけですが、それにはよばないと思います。最高限度額をつくってですねそういう形をとっていければ、やる気がある事業所企業にはそういう支援策をぜひ目指していただきたいと思います。

それではカッコ3に移ります。

事業者経営サポート補助金、地場産品送料支援事業補助金について問います。

この2つの事業については、昨年9月に新事業として予算化をされたものでありますが、補助対象の在り方などに少し問題点もあったことから、12月議会で一般質問をしたところです。事業者経営サポート補助金は新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少する中で、固定経費である水道料、電気量など、そして借上料、これ家賃の追加などは毎日発生することから、この経費に補助することで事業継続の支援

を行うものです。これ令和3年9月の補正予算で2,500万円の予算化をしておりましたが、この実績は。

また、地場産品送料支援事業助成金は、新型コロナウイルス感染症の長期化により経営に悪影響を受けている生産者や地域商店等に対して地場産品の消費拡大等の取り組みによる支援策でありました。登録店において、町内の地場産品1,000円以上を購入すると送料が無料になるもので、300万円の予算計上をされていたがこの実績はということで、2つの事業の実績についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは中島議員のカッコ3、事業者経営サポート補助金、地場産品送料支援事業実績と事業継続を問うのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内事業所などにおける売上げの減少が続く中で、コロナ禍前と変わらずに水道料や電気料金などの固定経費が毎月の負担として経営に響いております。そういった全般の支援策としまして、昨年9月議会補正予算にてご承認いただきました黒潮町事業者経営サポート補助金事業での実績数となります。

全体での申込件数は83件となっております。内訳と致しましては、町内の事業所が69件、金額は2,664万4,000円。町外の事業所が14件、563万2,000円となっております。申請における業種内容につきましては、飲食業、宿泊業が最も多く、続きまして製造業、小売業となっております。トータルでの事業実績額としましては3,227万6,000円。その内訳につきましては、水道光熱費と致しまして1,855万5,000円、地代家賃分としまして1,372万1,000円となっております。

また、令和4年度予算における本事業の継続につきましては、本議会の最終日に第3号補正予算案にて上程の予定であります黒潮町商工事業者等経営支援事業におきまして、先ほど申しました昨年度の経営サポート補助金事業の水道光熱費補助の内容を一定踏襲した制度設計となっております。

今回の事業内容につきましては、特にコロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む大幅な物価高騰の影響を受けた事業所全般の支援を目的としており、少しでも事業の継続に結び付くよう、引き続き新たな制度設計として行ったものでございます。

次に、地場産品送料支援事業助成金につきましてお答え致します。

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の長期化により経営に悪影響を受けている事業者に対し、地場産品の消費拡大および外貨獲得の取り組みによる販売促進の支援策を講じることを目的に、町内の店舗や直売所で地場産品を購入し、町外へ送る際の送料等に対して助成金を交付するものでございました。

昨年度は2店舗に賛同していただき事業を実施致しました。

実績と致しましては、2店舗の合計で1,826件、222万8,184円の送料支援となっております。

事業の効果と致しましては、一つの店舗では、毎月の件数、売上とともに当初の計画値を上回り、さらにキャンペーン期間中の件数と売上げが、前々年度また前年度の各年間の送料を大きく上回る結果となっております。また、もう一店舗では、当初の計画を上回り、予想以上の反響やリピーターとそのお客様の単価の向上に寄与を致しました。また、来客が増えて売上が向上したことにより、生産者に対しても還元することができております。しかしながら、登録店舗数が2店舗だったことにつきましては、町全体への波及効果が広がらず、生産者支援が行き届かなかったことが課題となっております。

この事業は昨年度に創設した新規事業であり、今後効果検証をした上で、次年度以降の継続を視野に入れておりました。店舗、生産者、消費者からの事業継続の要望を頂戴しているとの情報も届いております。

本議会への上程はできませんでしたが、先ほど申し上げました課題の原因を分析、事業効果の精査等を行い、事業継続の検討をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

少し整理をさせていただきます。

事業者経営サポート補助金が、全体の申し込みが 83 件、町内事業所が 69 件で 2,664 万 4,000 円でしたかね。それから町外の事業所が 14 件で、5,632 万円。合計 3,227 万 6,000 円程度になっております。これで申し込みがすぐ 83 件ですね。だから、これ当初の補正予算 2,500 万より 3,200 万以上になってますので、相当な金額の補正額で事業実績が挙がっているということが判明できるわけです。

この中でもこの借り上げ料ですかね、家賃の部分ですね。これは、ちょっと私どもの全員協議会の中でいろいろ協議した後に、組み入れられたと私は記憶しているわけですが、家賃の部分で大体 1,370 万程度だったと記憶しておりますが、よく見たら、この家賃をはめたことでこの事業の達成率というものは相当効果が出ているものと判断ができると思います。

そして、もう一つのこの地場産品料支援事業補助金。これ、今答弁にありましたように、実績といえますか、対象者が 2 店舗で 1,826 件で 222 万 8,000 円ですか、実績がですね。この今の検証いいですか反省点として登録店舗が 2 店舗であったことで、町全体へ波及効果を図ることができなかったけれども、この 2 店舗については生産者の効果とか売上高とか、そういうものに効果が出ましたという、そういう認識でよろしいと思うわけですが。

ここで一つ考えてもらいたいのが、やっぱりこの地場産品送料支援助成金、これ 2 店舗なんですよ。これ当初相当見込んでたと思うんですけども。この少ないことはまあ仕方がないことなんですけれども、やはりこの支援策を打つときにもう少しく全体いいですか、商工会、事業所、そういうところからいろいろな情報収集をしてですね、それを打っていかないと、偏った施策になってくると思うわけですね。もうちょっとこう仕組みづくりいいですか、そこにこう幅広い緩和策をはめて、これ対象者を広げるような形。やっぱりこのコロナの交付金でございますので、その点をですね今後に生かして、2 つの事業を継続していきたいということなので、そのことを期待しておきます。

それでは 4 番目の質問に移ります。

缶詰製造工場への職員派遣と移転問題について。

今年の 3 月 31 日付で、町職員 1 名が割愛退職をして、缶詰製造工場に派遣されました。当工場は防災対策を兼ねた地場産品の活用と町の雇用対策を担い、平成 26 年 3 月 11 日に設立されたもので、今年で 10 期を迎えることになりました。この間、関係者はじめ事業員の経営努力により、令和 2 年度決算報告では待望の売上高 1 億円を突破し、約 1 億 2,000 万円の数字を残しております。また、先日の決算報告によりますと、令和 3 年度でもこの新型コロナウイルス感染の影響がある中でも 1 億 1,000 万円を挙げております。

このような状態のときに、どうして再度職員の派遣が必要となったのか、この経緯をお聞き致します。

そして、平成 30 年 6 月に作成された黒潮総合戦略の中で、現在の缶詰工場は四国横断自動車道の建設予定地に位置しており、今後、代替地を確保の上で移転計画を進める必要があるということが記述をされております。この施設の管理者は町が主体となっておりますので、この現状をお聞きします。

午前中にも、同僚議員の方からいろいろ質問がある中で執行部の方からは、黒潮総合戦略の最上位ということを何度も答弁の中でありました。この最上位の総合戦略の中にこの缶詰工場の移転問題というのは記述をされていますので、その経緯を私は聞くものであります。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の、第三セクター地域特産品処理加工施設についてのご質問にお答えしていきます。

防災対策を兼ねた地場産品の活用と町の雇用対策を担い設立致しました、第三セクター株式会社黒潮町缶詰製作所は、この4月に10期目を迎えました。昨年度、9期目には新規の取引先を確保するなど企業努力の結果、売上げの目標値であった1億1,000万円を超える1億1,169万79円を達成し、当期純利益は583万9,339円となっております。

ご質問の町職員の派遣につきましては、この4月から割愛退職により職員1名を缶詰製作所に派遣しております。過去にも2人を派遣した経過がございます。派遣の目的と致しましては、缶詰製作所の経営にかかわる中で、民間企業の経営ノウハウを蓄積し、町職員として復職した際に町内事業者をサポート、支援ができる職員を育成することが一つの目的でございました。その成果と致しまして、既に復職した2人の職員は、現在町の産業畑の中心的職員に育っております。

また、缶詰製作所への直接的経営支援も行っておりまして、冒頭に報告致しましたが、前期売上げは目標をクリアするとともに純利益を計上し、経営は安定してまいりました。しかしながら、黒潮町創生基本計画では、第三セクターを活用し町内産業を活性化させるため、缶詰製作所の商社的機能を確立させることとしております。缶詰製作所の商社的機能の確立とは、町内事業者等の商品を自社商品と組み合わせて販売する中で培った商社的なノウハウを生かし、自力では外商に資源投入する余力のない事業者に対して外商の機会を提供させ、また、缶詰製作所が開拓した販路に町内事業者の商品を展開させることで、商社的機能の付与を促進させるもので、今後も缶詰製作所の持つ販路を生かし、町内産品の情報発信と販路拡大を図り、町のPR活動の一環として商品を出品し、単に店舗で商品が売れるだけではなくて、外商の推進や営業が困難な町内の事業者の商品紹介や流通に対する仕組みづくりを支援するものでございます。

缶詰製作所の経営は安定傾向にあるものの、先ほど申し上げた、特に零細で自社では外商が難しい事業者に対する機会の提供を行うため、第三セクターの役割として缶詰製作所の商社的機能を活用し、町内事業者の商品紹介や流通に対する仕組みづくりを支援する必要性があり、いましばらくは町職員派遣による支援が必要であると考えております。

次に、ご質問がありました缶詰工場と黒砂糖の製糖工場を併設した黒潮町地域特産品処理加工施設の移転についてでございます。

ご案内のとおり、四国横断自動車道、佐賀四万十間の法線上に加工施設があり、高規格道路の整備に合わせて、立ち退きが必要となっております。この施設は、雇用と地産外商の拠点となる缶詰工場と、町の伝統産業である製糖工場という重要な施設でございますので、移転先の選定を行っているところでございます。関係機関や各関係者との連絡を密に取り、どちらの施設の運営にも支障を与えない形で移転を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

この缶詰工場は、前大西町長が社長のときから、今は松本町長が社長になっておりますので、企業経営の在り方というものが変わることはあると思います。ただ、これは過去にも私はこの缶詰製造工場について質問を重ねてきた経緯があるわけですが、前大西町長は開業されてからの一定期間が商品開発や販路拡大、雇用対策等に幅広く取り組まないかないこともあって、会社単独でやることはなかなか無理がある、だから町職員の協力が必要やと。そういう認識で、2、3 名の方が兼務のような形で行ったり来たりの中でその業務に携わっていたのではないかと。これはただ、私どもはこの表面的なことしか分かりませんので、物事を簡単にとることがあるかも知れませんが、その点はひとつお許しを願いたいと思います。

それで、その当時の話としてはこのときに、今、松本町長の言いましたように、3 名ぐらいの職員がその業務に携わってきたわけですが、その職員はですね、当面の課題である商品開発や製造販路拡大等に日夜いろいろとこう努力をされて、企業経営を学び、経験することで職員の資質向上は図られてきた。この経験を生かして、今、松本町長から言いましたように町内の事業所に向けて、そのいろいろのことを発信し、そのことが効果を生んでいると思うわけです。それは私とこう合致することですけれども。

例えば、私が一つ思うのが、もう今回、ある部分 10 期を迎えてきたわけですので、この間に缶詰工場の中で経営の中核になる人材育成をもうある部分してきておかなければならなかったのではないのかと思うわけです。

それともう一つ、今回、その今度缶詰工場の方に行かれた職員は、町長も先ほどあったように、相当なこう経験とその企業経営のノウハウを持ってると思うわけですね。それをこう見たときに、私は、確かに缶詰工場の企業経営も大事であるけれども、この 2、3 年のコロナ禍の状況の中で、町内の企業や事業所がいろいろな部分で、今、課長なんかからも答弁もらいましたけれども、そういう部分の境遇にあるときに、その彼の経験をもっと幅広く町内の事業所等に目を向けて生かす。これの方が、私はこう自分ながらに●ではないかと思ったわけです。彼は、多分この 10 年以上携わってきておりますので、素晴らしいものを持っていると思うわけです。

そういう考え方を自分ながらに思いましたので、今回質問をしたわけですが、できればですね、やはり一つの第三セクターでありますけれども、その場で中核なる人をつくって、やはり経営を任せる、そういう状況判断がもうそろそろ必要じゃないか。

例えば、この後にも質問致しますけれども、これはできるかできんか分かりません。地域おこし協力隊員なんか、1 年から 3 年間隊員として来ていただいて、その後、その部門で研さんされたことを、本人の希望もありますけれどもそれを活かして缶詰工場に残っていただいて、中核となって頑張っていただくとか、いろいろなそういう方法論を考えてもらいたかったということと。

それと、よく今、私どもの町の行政職員の在り方を見たときに、これはちょっと間違ってるかも知れませんが私ながらですけれども、令和 3 年度が 194 人で、令和 4 年度、今年度ですね 189 人。5 人ぐらいの少なくなってるわけですね。それはやっぱり、その全体の職員の中へ向いて仕事の上でやっぱりこう重なっていく、無理がいくような部分があると思いますので。これは私はあくまでも意見であって、企業経営は社長の権限でありますので、そういう意見が、そういう考え方もあるということをひとつ注視してもらいたいと思いますので。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは中島議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

株式会社黒潮町缶詰製作所は、議員おっしゃられたように黒潮町創生基本計画の中で地産外商による雇用の場の確保を大きな目標としておりますけれど、一方では、黒潮町の宿命であります南海トラフ巨大地震との向き合う町の姿勢を示した、象徴的な第三セクターとして設立した会社でございます。

そして災害時には、在庫を町のローリングストックとしても活用でき、さらに、防災教育および観光振興の面からも広く活用できる施設であり、そして取り組みだと考えております。

設立当初に掲げた目標達成のためには、まず四国横断自動車道、佐賀四万十道の法線上からの移転が必要であり、その機会にラボラトリー、いわゆる研究施設のなものから本格的な製造施設へと切り替えて、事業検証を図ってまいりたいと考えております。

従いまして、事業はこれからが大変な時期を迎える状況にありまして、引き続き町の職員の支援を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

若干こう考え方にずれといいますか、それはありますけれど、それは仕方がないことでございますので。

もう一つ、この缶詰工場の移転問題、これ今朝ほどから最上位の町の総合戦略という言葉でよく答弁を、先ほども言いましたけどいただいているわけですが。この最上位に載せたことは、いろいろこの高規格道路の関係についてはですね、移転問題とかいろいろ民間の人たちも出てくるわけですね。町内の方とも関係性が。だから、当然もうこの缶詰工場についてはですね、町がやっぱり率先して形を見せる、町民に形を見せる、いろいろな部分で。その形を見て、いろいろな諸問題がありますけれども、そういう私は姿勢が欲しいと思います。やはりこの5年間で、こういうものであったものが今はこういう形になってるという、積み上げたものがですね、今後見せていただきたいと思いますので、そのあたりのご検討もお願いしておきます。

それでは最後になりますが、移住定住促進対策について質問致します。これは地域おこし協力隊について質問を致します。

新しい人の流れをつくり、2060年には人口6,800人を目標として県内外から人を呼び込み、人口の社会減を少しでも抑えるためのさまざまな施策が取られてきました。都市部の人々が地方で移住して働く地域おこし協力隊の制度は2009年、平成21年度に始まり、国が人件費などを支援することもあるのか、条件的に不利な地域での人材確保や定住を図る仕組みづくりとなっています。この間、本町でも相当数の協力隊員を受け入れて来ましたが、令和3年度までの受け入れ人数は何人になっているのか。

そして、協力隊員の任期は原則1年から3年ですが、地域の産業振興や住民生活支援などに携わることでやりがいを感じ、3年間の任期終了後も受け入れ市町村のサポートが円滑に進み、そのまま地方に移住をされる方も多くいるようです。国のデータによると、任期終了後に近くの自治体に定住した者は、2021年3月末時点で、5,281人中65.3パーセントを占める3,448人となっています。同じく、任期終了後も本町に定住している人数は何人か。

また、同じく国の調査では、着任して1年以内に4人に1人が辞めているようです。3年間の活動を終えて地域へ定住した方のうち、3年から4年後に25パーセントが、7年から8年後に43パーセントの方が、

その市町村を離れているともいわれています。協力隊員が任期終了後も地元で暮らし、経験を生かすことは、町の新たな地域経済の活性化にもつながり、少子高齢化が進む中で集落を維持する活動が難しくなっているこんにち、ここでも協力隊員は貴重な人材となってきました。

このことから、協力隊員を支えるための相談支援体制の充実を図ることが求められるとどこでございますが、どのような対策を取られているのか。

この3点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の、これまでの地域おこし協力隊の受け入れ人数、任期終了後の状況、相談支援体制についてのご質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊制度は、地方における人口減少や高齢化などの課題に対応する一つ的手段として、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することや、地域社会へ貢献したいと考える都市住民を誘致し、地域の維持、活性化に従事していただきながら定住、定着を図る取り組みで、平成21年度から始まっております。黒潮町におきましても平成26年度から当制度を活用しており、集落支援や移住支援など、地域活性化に寄与する活動にご尽力いただいているところでございます。

ご質問のございました、これまでの受け入れ人数につきましては、令和4年4月1日現在で18名、そのうち6名が引き続き当町にお住まいになっております。地域の維持活性化につながっているものと認識しているところでございます。

協力隊員を支える相談支援体制につきましては、各業務を担当する町職員と日常的に連絡可能な体制にあるほか、毎月一度、地域おこし協力隊が一同に会して情報交換や悩み等を相談できる定例的な会を設定しており、一人で悩むことにならないよう体制をつくっております。

また、協力隊員の所属する課には面談する時間を設け、仕事の進捗（しんちょく）状況や任期終了後の見通しなどを聞き取っていただくようお願いをしているところでございます。

定住への取り組みとしましては、国、県や幡多6市町村で開催される研修会等への参加案内することで他市町村の協力隊等との交流を図り、取り組みや起業等の情報を得る機会を設けるようにしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今、課長の方から、令和4年4月1日までで18名、そして、今当町に残って住んでる方が6名ということですね。それと、今相談支援体制についてはこう幅広い形で取られているようですので、このことをですね、やはり継続していつてもらいたいと思います。

それではカッコ2の、今年度の地域おこし協力隊のことについてお聞き致します。

これ、先ほども言いましたように協力隊員の任期は3年ですが、今年度継続される方が5名、そして3月の段階で募集している方が2名、令和4年4月から新規に7名の採用予定。この7名の採用予定の方は、移住相談、集落支援、鉄道を利用した地域活性化、それから町のPRのための映像制作、集落営農支援、漁業組合支援、地域福祉計画策定支援などの業務に携わることになっております。これで隊員の合計は14名となるわけですが、このうちですね新規7名の方の採用状況。

そして、国は令和3年度から地域おこし協力隊へのチーム力強化や人材の定着を目指すことと、隊員のまとめ役となる地域おこし協力隊プロジェクトマネージャーを創設することになりました。本町も今年度から配置予定をしていましたが、採用されたのかどうか。

この点についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の、今年度の地域おこし協力隊の採用状況、プロジェクトマネージャーの創設についてのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にもありましたように、今年度から町の課題解決に向け、積極的に有効な外部人材を活用したいと考え、14名の地域おこし協力隊を配置する計画です。14名の内訳としましては、ふるさと納税、集落支援員、移住相談員、観光ネットワーク、農業公社の支援に引き続き7名を配置し、新たな業務に7名を配置予定としております。今年度新たに配置する協力隊の業務内容につきましては、鉄道を中心とした地域活性化として、土佐くろしお鉄道を活用した地域活性化の企画をしていただく方1名、情報発信として町のPRのための素材や映像の作成をIWKと連携して取り組んでいただく方1名、観光事業者支援として体験プログラムの提案開発など観光事業者の支援を目的とする方1名、集落営農支援として集落営農組織2カ所の運営支援を目的とする方それぞれ1名2名、となつて福祉支援として地域福祉計画策定を支援する方1名、漁業協同組合支援として魚市場水揚げ作業や地域イベント等の支援をする方1名となっております。

6月1日現在の協力隊員は7名となっており、そのうち今年度の新規着任は2名となっております。

また、募集につきましては幾つかの業務について応募をいただいているところで、業務内容の確認や面接の準備を進めているところでございます。

今年度に配置しました地域プロジェクトマネージャーにつきましては、行政、地域、民間および外部専門家等の関係者の橋渡しの役割でプロジェクトマネジメントできるブリッジ人材として、自治体の課題解決をけん引していただくことを期待し、4月より配置しているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、先ほどご説明させていただきました地域おこし協力隊の活動全般の支援のほか、さまざまな地域課題を解決していくための考え方や発想、企画力の強化や拡張を促す職員研修の実施や、各課への提案や取り組みへの協力、地域への働き掛けを行っていくこととしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

すみません、ちょっと確認させてください。

新規7名の方の採用は、もう終わっちゃうということですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

まだ7名のうち2名が確定をしており、あと5名はまだ確定していない状況でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

その2名の方はどの部分に入るわけですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室町（徳廣誠司君）

2名確定している部分に関しましては、情報発信として町のPRの素材の映像の作成をIWKと連携していくものと、あと、観光事業支援として体験プログラムの提案、開発、観光事業者の支援を目的とする、その1名、2名となっております。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

私がですね、この事業で農林水産業の振興を図ることを要望したことがあるわけですが、今年度、農業と漁業部門に配置される計画になっております。ここなかなかまだ採用に至ってないですけども。

この場合ですね、ある程度の経験とか専門的な知識が必要にも思うわけですが、町の目指す、期待するところはどのあたりにあるのか。

その点をひとつお聞き致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

農業漁業につきましては、町の課題として後継者不足、人手不足が課題としてあります。その解決策の一つとして協力隊の配置をしたいということで、それぞれ担当の部署から要望があり、配置をするという計画にしております。

これまでの協力隊に関しては事務の比重が高かったところですけども、漁業組合、また集落営農組織の現場での作業が多くなっているんで、実際に来る方に関しての役割といったところはこれまでと少し変わっているかと思います。ただ、そうしたことを支援していただくことで、黒潮町の産業、農業であり漁業であり、そうしたことをやっていく中でそれぞれ、やはり協力隊で来ていただいた方、その労力をする中、またそれぞれ考えてもらえることがあろうかと思います。そうした中で人材不足を補う、また、それぞれのついた配置の中でそれぞれの課題を考えていただく。そうしたことを町としては期待をしているところでございます。

また、任期終了後はできれば定住していただいて、さらにそういった産業の発展を担っていく人材として育てていくことを期待しているところでございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

分かりました。

私がこう注目したのは、この地域おこし協力隊プロジェクトマネージャー、これを4月から採用されて

いるということではございますが、これは大変素晴らしいことで。このプロジェクトマネージャーが今回、課長の方からありましたように、行政、地域、民間等のこの関係者との橋渡し、この中核に座るわけですね。だからこの部分がですね、形ができたということは、今後この協力隊のマネジメントとか、それから育成支援、地域活性化のプロジェクトの責任者になるわけですね、多分。ここをですね、本人は相当ご苦労するところがあるかも分かりませんが、ぜひこの地域おこし協力隊の中核となってですね、ひとつ頑張ってください、この全体の協力隊の効果を一層あげていただけることを期待をしておきます。

それでは最後になりますが、定住促進住宅整備事業について質問致します。

本町は町内の空き家を10年間借り上げるために、耐震改修やトイレの水洗化などの整備を行い、これにより移住定住促進を図ることになっております。これ、平成30年度で4戸、令和元年度で10戸、令和2年度で4戸の実績となっております。令和3年度はちょっと分かりませんでしたけども。

その中でですね、今年度当初予算では定住宅設計委託として1,500万円、それから整備工事に8,500万円、合計で1億円の予算化がされておりますので、通常であれば10戸程度の整備がされるものではないかと。その上に、これ令和3年度の繰越明許費として6,070万円の金額がありますので、合計すると1億6,070万円となります。これを基準にすると、大体15戸から16戸程度の住宅整備が今の段階では可能となっております。

これは、今後の需要と供給のバランスを図り、計画的な住宅整備が特に望まれるところでございますが、このへんの見解についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の、定住促進住宅整備事業の今後の住宅整備計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町定住促進住宅は、町への移住を促進し、子育て世帯を中心とした定住人口の増加によるコミュニティーの活性化および地域振興を図ることを目的に、平成29年度から整備を始めております。現在、整備が完了している物件は30件あり、このうち、入居見込を含めて29件が入居済みの状況となっております。

本年度の整備につきましては4件を設計、施工中で、完成次第、入居の公募を行っていく予定としております。

定住促進住宅は家屋所有者の方に、町が空き家を10年間貸借する形を取り、同意を得た上で必要な改修を行い、町外移住者のファミリー層を対象として入居者の公募を行うので対象者は限定されますが、大規模な改修により住宅の質を向上できるため、住宅に一定の住みやすさを求める利用者のニーズにお応えできているものと考えております。

今後も、移住、定住施策を推進していく上で重要な取り組みとして認識しておりますので、具体的な整備目標は現在定めておりませんが、利用可能な住宅の掘り起こしに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

そしたら、今現在整備された、完了した戸数が30件で、29件が入居しようと。そしたら1件しか残っ

てないということですよ、今。なかなかいいですね。それで今年、今4件が施工中ということですね。
それですね、この借り上げ住宅についてはいろいろ、仮に町民の方がこの事業を適用してこうしても
りたいと言うたときにですね、何かこの基準とか何とかはあるわけですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

借りるときの基準といったのは、先ほどお答えしたように町外者のファミリー層を対象としていますの
で、町外から移住された方、なおかつ家族を持たれている方が優先して入居されるといったところになっ
ております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

ちょっと、質問の仕方が悪かったのかも分かりませんが。

僕が言いたいのは、仮に私が家を持って、この定住住宅促進整備事業に住民が貸したいと申し込んだ
ときにですね、何かその要件とか基準とか、そういうものがあるかどうかということをちょっとお聞きした
かった。例えば、極端な話ですけど、道幅が狭くて、ある程度 100 メーターとか 200 メーター歩いてその
住宅地まで行かないかんとか、何々とか、そういう基準はないわけですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答え致します。

道幅がどうか、そういった基準はございません。

ただ、条件として先ほど言いましたように 10 年間町の方に貸してもらえるということがありますので、そ
れで町の方にお貸しいただけるということであれば、その住宅で対応できるというふうに思っています。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

補足をさせていただきます。

この 10 年間の定住促進住宅ですけれども、一応、基準としまして駐車場がまず確保できる。それから、
あと施工費としまして、おおよそとしてですね 600 から 800 万円ぐらいでの改修が可能であるというよう
な。これは決まりではございませんが、やはりあまりにも施工費が掛かるということであれば、なかなか
ちょっと厳しいものがございます。ですから、あまりにも古いもの、それからシロアリとかいった方でか
なり費用が掛かりそうであれば、少し考慮させていただくということもございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

分かりました。

それと、先ほど課長の方からありましたように、これ借り上げ期間が10年ですよね。この町が整備をして、今度貸したときに月、月額2万円でしたかね、それを条件で貸しているわけですが。この借り上げ期間をですね、今回これ、ちょっと僕も良かったのは、30件して今入居しちようがが20件ぐらいで、10件ぐらいこう整備しちゅうけどまだ入居していないというような状況が多々あるかなと思うわけですけど、大変努力されて30件で29件入居しちよういうことですので、こういうことは問題にならんがですけども。

例えば、四万十町さんはこの中間管理住宅を10年であったものを多分12年ぐらいにこう延期をしているがじゃないろうかと思うがですけども。そこのあたり条件的な検討といいますか。スムーズに、すぐできて、10年入って、もうそういう状況で出ないかんわけですので。例えば、今言うたように、なかなか入居するに空白期間があって8年とか7年とかになったときに、やっぱり若干長い目で見ていたら、そこを当初の目的が達成できるわけですので。

これはこの住宅の貸し借りの条件の一つになりますので、相手方があることですけども、そういう方法論もこうあるのではないかとこう、私はちょっと思ったわけですけど。

そのあたりはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど中島議員おっしゃっていただいたように、今のところこの定住促進住宅といったところは、整備がされたところに関しては入居者がいるというふうな状況になっております。

中島議員おっしゃられたように、その期間があってもそれを延長することは考えないかということでございますけども、現状でいくと、今のまんまの10年というのを一定の区切りとしたいというふうに思います。

それから後に、例えば延長したいということであれば、町の借り上げということではなくて、いったん家の持ち主の方にお返しをして、それから住まれる方との話ということにはなるかと思っておりますけども、町の借り上げ期間に関しましては一定10年間ということで考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

1番（中島一郎君）

今課長が考えているように、10年で切れるわけですけども、持ち主の方がもう2年でも3年でもかまんですよ言うたら、その延長上ですね、そういう方向性を取っていたら、もっともっとこの事業の拡張が図れると思いますので。私が思うほどにこの空き家が残ってるということはなようでございますので、今後こういう方向性を見出していきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 54分